

予算決算委員会民生教育分科会会議録

招 集

令和2年9月14日（月）午前10時 議場

出席委員（8名）

（分科会長）国 頭 靖 （副分科会長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男
土 光 均 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長 小野川証明担当課長補佐

[生活年金課] 的早課長

[保険課] 佐小田課長 田村課長補佐兼保険総務担当課長補佐

永野課長補佐兼健康推進室長 古橋収納担当課長補佐

[市民税課] 長谷川課長

[固定資産税課] 宮松課長

[収税課] 影岡次長兼課長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐

大峯環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長 遠藤施設管理担当課長補佐

片山生活環境担当課長補佐 池口廃棄物対策担当課長補佐

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼課長

[福祉課] 仲原主査兼保護第一担当課長補佐

長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 仲田次長兼課長

田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護保険担当課長補佐

足立課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐

【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長 足立課長補佐兼総合相談担当課長補佐 白鳥家庭児童相談室長

[子育て支援課] 池口課長 松原課長補佐兼児童青少年担当課長補佐

大谷子育て政策担当課長補佐 井上子育て支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤課長補佐兼教育企画室長 木村課長補佐兼学校管理担当課長補佐

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐
山下担当課長補佐 西山担当課長補佐 平野担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東議事調査担当主任

傍聴者

安達議員 稲田議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員 田村議員
戸田議員 又野議員 三嶋議員 渡辺議員
報道関係者 0 人 一般 1 人

審査事件

議案第 8 5 号 令和元年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち当分科会所管部分

~~~~~

### 午前 10 時 00 分 開会

○国頭分科会長 ただいまから予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

8 日の本会議で予算決算委員会に付託された決算関係議案、議案第 8 5 号、令和元年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、当分科会所管部分を審査いたします。

審査順ですが、優しい門脇委員から、教育委員会のほうが少なくて順番をとという話がありましたが、そのままいきたいと思います。最初に、審査順は、市民生活部、福祉保健部、教育委員会の順で発言通告一覧表に沿って行いますので、よろしく願いいたします。

この際、委員の皆様申し上げます。審査終了後に指摘事項の取りまとめをふだんどおり行いますが、指摘事項に上げる項目は、実際に発言された指摘事項しか上げることができませんので、指摘される際には、質問や要望で終わることなく、その旨をはっきりと指摘ということでお伝えいただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、市民生活部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表 1 ページを御覧ください。決算に係る主要な施策の説明書の 40 ページ、事業番号 80 番、事業名が行政窓口サービスセンター経費について、土光委員、質問をお願いいたします。

土光委員。

○土光委員 行政窓口サービスセンター経費について質問をします。資料で決算額とか額は分かるのですが、これが実際どういった状況なのかというのがまず知りたいので、窓口サービスセンターの利用者数、それから利用内容、利用内容というのはどういう証明書をどのくらい発行しているのか。もし分かれば、どういう人、どういう人というのは、高齢者が多いのか若い人が多いのか、そういったところが分かる範囲で、まずそれを説明お願いします。

○国頭分科会長 森市民課長。

○森市民課長 土光議員からの御質問にお答えいたします。利用者数と利用内容、年齢層ということですが、まず、利用内容と利用件数についてですが、平成 30 年度におきましては、住民票 3,829 件、印鑑証明 2,249 件、戸籍関係 949 件、課税証明 1,555 件、その他 90 件、合計で 8,672 件です。平成 31 年度、住民票 3,487 件、印鑑証

明2,168件、戸籍関係979件、課税証明1,256件、その他87件、合計7,977件です。年齢層につきましては把握をしておりませんが、平日にお勤めなどで来庁できない方の御利用があると思われます。以上です。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 利用者で平日以外でしかなかなか利用ができない市民がいるということでこの事業があると思います。今、それこそマイナンバーカードの関係で、マイナンバーカードを取得すればコンビニでも取得できる、そういった方法もあるということですが、実際利用者数とか件数とかを見ると、ちょっと比較がそれ以外でできないんですけど、やはりそれなりの需要というか、まだあるのではないかというふうに思います。特にマイナンバーカードで取得できるといってもマイナンバーカードの取得率はまだまだ低いし、どうしても多分平日仕事で来庁できない方が土曜日に来てするという、そういった需要はまだまだそれなりにあるのではないかと思いますけど、担当課としてはどういう見解でしょうか。

○国頭分科会長 森市民課長。

○森市民課長 現時点におきまして、行政窓口サービスセンターの利用者はまだ多いということから、当面、行政窓口サービスセンターは継続することとしておりますが、同センターの利用状況、マイナンバーカードの普及状況などの推移を勘案して在り方を判断することとしております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 私、先ほど土曜日と言いましたけど日曜日ですね、訂正します。当面はやはり必要な事業ではないかというふうに思います。以上です。

○国頭分科会長 次に、石橋委員、引き続きお願いします。すみません。

○石橋委員 土光さんとほぼ重なっているんですけども、土曜日がなくなって日曜日だけになっても利用者数はそんなに減ってないということは、やはり平日ではなかなか役所に出向くことができないという人がまだまだ多いということだと思います。担当者は廃止の方向で、そしてあと継続は様子を見ながら検討するということではしたけど、ぜひ当分の間っていうか、いつまでがどうかというのは見当が付きませんので、これは継続するというのでぜひお願いしたいという、これ要望しておきます。

○国頭分科会長 よろしいですか。

続きまして、41ページ、事業番号81号、事業名はマイナンバーカード取得促進事業について、石橋委員、お願いいたします。

石橋委員。

○石橋委員 そうですね、日曜日特設ブースっていうのが設置されたのは2月でしたでしょうか。年度末に近かったので、まだ利用状況への反映というのは大きくはないと思いますがその利用状況。それから、カードを発行する際に、マイナンバーカードについての説明とか、あるいは取扱いの注意などはどういうふうにされているのかということをもっと伺いたいというふうに思います。

○国頭分科会長 森市民課長。

○森市民課長 マイナンバーカード特設ブースの利用状況ですが、ブースの開設は2月7日でございます、2月の御利用は1,448人、3月は2,475人です。それから、日

曜日の開設につきましては、4月から実施しております。4月は12日の日曜日9時から12時まで開設しまして、御利用は73名ありました。それから、5月は5月10日日曜日に開設しております、この日は115名ありました。6月からは月2回、第2と第4の日曜日に開設をしております、6月は2日合わせて162名の御利用がありました。7月は第2と第4の予定でしたが、第4日曜日は機械が全国的に止まりましたので、第2の日曜日だけを開設しまして、この日は144名の御利用がありました。8月は第2と第4開設しまして、合わせて127名の御利用がありました。以上です。

**○国頭分科会長** 小野川市民課証明担当課長補佐、お願いします。

**○小野川市民課証明担当課長補佐** 石橋委員がお尋ねのカードの使用についての説明ということなのですが、カードをお渡しする際に、一人一人に対して注意事項の紙と利用用途等を詳細に御説明させていただいております。以上です。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 私は、マイナンバーで政府や自治体が個人情報を管理されるということには反対ですけど、もう一つは、このカードは情報がいっぱい詰まっているんだけど、紛失とか漏えいとかっていうことの危険性も大変大きいということにも大変反対しているわけです。2021年の3月から健康保険証として利用できるようにするとかいうふうに政府のほうが言っていたりとか、将来的には運転免許証とか銀行の口座とかスマートフォンとの連携などを国は考えているっていうことで、1つのカードから全ての情報にアクセスできるっていうのは、知らない間に個人情報を利用される危険性も大変あるというふうに思っております。それで、セキュリティが保証できるのか。もし何かあったときに、行政がそれを補償できるのか、補えるのかという意味ですが、マイナンバーカードの扱いについては十分注意喚起をした上での交付をすべきと思っていますので、その辺りの直接の窓口になる市としての役割も、十分注意を喚起するという説明をちゃんとするというところについてあるというふうに思っています。プリントを渡して説明もされるということですね。その辺、十分にさせていただきたいと、これは要望しておきます。

**○国頭分科会長** いいですね。

次に、48ページ、事業番号95、国民健康保険事業特別会計繰出金、財政安定化について、石橋委員、お願いします。

**○石橋委員** この平準化というふうには書かれていますが、平準化はどのように進められているのか、進めようとしているのかということをお伺いしたいと思います。それについて、まずお伺いします。

**○国頭分科会長** 佐小田保険課長。

**○佐小田保険課長** この財政安定化に係る繰出金については、国民健康保険の財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するために繰り出すという格好にしております。以上です。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 県単位化ということで、各市町村の条件をそろえて一本化していくということをおっしゃってまして、そのための平準化ということではないかというふうに思ったのですけれども、それもあっていいんじゃないかなというふうな感じがします。

**○国頭分科会長** 佐小田課長。

**○佐小田保険課長** 今、石橋委員さんがおっしゃるように、将来的にいったらおかしい

んですけれども、今、県と、それから市町村と一緒に協業をしているところです。以上です。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 平準化のために整備をしていくっていうの、国の方針に従って行っているわけですけど、市民の負担の状況は繰り出し、繰入れによって軽減しているのかどうかっていうところで、30年度の資格証、短期証の発行状況など、市民の負担の状況がどうなのか伺います。

**○国頭分科会長** 佐小田課長。

**○佐小田保険課長** 短期保険証、それから資格証明書の発行件数ということですけども、過去3年の状況のほうをこちらのほうでお示ししたいと思います。まず、資格証明書なんですけれども、29年度463件、30年度339件、令和元年度406件、これはいずれも年度末の数字になります。また、短期保険証ですけども、29年度1,524件、30年度1,319件、それから令和元年度1,196件、以上でございます。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 昨年度の繰り出しの影響っていうのは今年のほうに及ぶのかもしれませんが、この3年間の推移を見ても、決して資格証、短期証という、両方とも減っているという状況ではないというふうに言えると思います。相変わらず国民健康保険料というのは、収入の少ない世帯が大体主な加入者で、失業者であるとか、あるいは年金者とか、そういうところが多いです。かつてのように自営業者っていうよりは、そういう人たちが多いわけで、それに加えて、一般の保険ですと会社負担分がある分がないと。国がその分をカバーしてくれればいいんですが、そのところの財源はそんなには入れられてないというか、引き下げられていったということもあって、過去、大変重たい負担になっています。この負担を軽減するために、法定内の繰入れだけでなく、国の方針に従った繰り出しだけでなく、一般財源からの繰入れを行っていくべきだというふうに思います。住民の負担を軽減するために、他の自治体でも一般財源から繰入れをして、保険料が上がらないように努力をしているところはたくさんあります。一元化というか、平準化、県単位化ということで、そういう自治体の努力がなくなる、できなくなるという方向は、大変住民にとっては本当に大変なことだというふうに思っています。市民の困窮の実態をよく見て、市民が安心して医療を受けられる国保にしていきたいということで、これはぜひとも市民の負担を軽減するための繰入れをしっかりとやっていただきたい。一般財源からの繰入れをやっていただきたい。国にもその国庫の財源を入れるように言っていただきたいということで、これは指摘をしておきます。

**○国頭分科会長** これは指摘ということであります。よろしいですね。

次に行きます。34ページ、事業番号68、電気自動車・急速充電器整備事業について、岡田委員、お願いします。

岡田委員。

**○岡田委員** 令和元年度における急速充電器利用状況及び近年における、数年でいいんですけれども、利用状況について伺いをしたいと思います。

**○国頭分科会長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 近年の利用状況でございます。まず、市が設置し

ております急速充電器は2つございまして、市役所の第2庁舎と皆生の米子市観光センターの2か所でございます。利用状況につきましては、電気使用料で確認をしております、令和元年度の第2庁舎のほうの急速充電器は4万1,760キロワットで、前年度に比べまして約17%アップしております。一方、観光センターの急速充電器につきましては、平成31年1月に複数か所故障が発生いたしまして、修繕に多大な費用を要すること及び耐用年数を考慮いたしまして、今年の6月に撤去をしております。近年の利用状況としましては、現在利用可能な第2庁舎の急速充電器でございますが、平成28年度の使用量は2万3,904キロワット、29年度は2万3,748キロワットと、ほぼ横ばいでしたが、平成30年度は3万5,676キロワットということで、前年に比べ約50%アップ、元年度も先ほど申しましたように、前年度に比べまして17%の利用増でございました。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** この庁舎のほうでいきますと、かなり利用状況もアップしているということなんですけれど、これ結果的には令和のこの2年度に、皆生のほうは廃止をされるということで、廃止に至った経緯のほうを少し説明していただけますでしょうか。

**○国頭分科会長** 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 皆生の観光センターの急速充電器でございますが、急速充電器は地球温暖化対策に係る電気自動車の普及の啓発、そして圏域の観光振興目的で設置をしたものでございます。近年、市内におきまして、民間事業者等の急速充電器の設置が進んでおりまして、観光センター近隣にも民間の急速充電器が設置をされております。市民の皆様が利用可能な状態になっていると考えているところでございます。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** 令和元年度は1年間きちっと事業をされて、令和2年度に廃止ということになったんですけども、時代の流れ的には、各自動車メーカーなり国の施策にもよると思うんですけど、電気自動車、これからもう少しというか、ある程度普及のほうは進んでいくと思いますし、それが電気なのか水素自動車なのか、そこら辺りは各国の施策なり、先ほど申し上げましたように、自動車メーカーの考え方というのがあると思うんですけど、ただ個人的に、ある一定程度は電気自動車の普及っていうのは進むと思っておりますし、特に皆生に関しては新たに弓浜半島にサイクリングロードもできましたし、どちらかというと環境に優しくて、そういう自然があって、なおかつ電気自動車なんかの充電器なんかもあって、そういった方にも来てもらえるみたいな感じがあったんですけど、近隣にもできたということで廃止にされるということで、これは数字的なもの、例えば近隣がどれぐらいの数が増えたんでというのがありますか。例えば、近隣が5個増えたとか10個増えたみたいな数値っていうのがあるんですかね。

**○国頭分科会長** 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 近隣が最近どれぐらい増えたかという増加率自体の数字の把握はしておりませんが、現在、米子市内にございます急速充電器は17基ございます。皆生にも近くの民間の施設にございまして、県内で約80基程度と伺っているところです。そして、中海・宍道湖・大山エリアという設置のときの本来の目的に係る急速充電器でございますが、こちらにつきましては67基設置をされていると伺っている

ころでございます。

○**国頭分科会長** 岡田委員。

○**岡田委員** 民間のほうで設置をしていただいておりますので、行政がどこまでしないといけないのかというところはあると思いますけれど、やはり環境に配慮された電気自動車の普及というのは、一般的には急速充電器がどの程度設置されるかってというところにかなり左右されるんじゃないかなというふうに思いますので、環境に優しい米子市というような側面もあっていいのかなという感じがしておりますので、これは皆生のほうはもうおやめになるということが確定をしておられるということなんですけれど、この電気自動車・急速充電器整備事業ということで進められたんですけれど、以前は電気自動車もやっておられてということで、ここもせつかくこういうものに取り組みましたわけですので、おやめになるにしても、令和元年度は元年度できちっと事業をしたわけですので、またこういった事業に対して米子市としてどういうふうに取り組んでいけばいいのかっていうことを、皆生なら皆生ももうこれでやめてしまってもう終わりということなのか、観光地に電気自動車で来ていただくというのはまた一つの在り方んじゃないかなというふうに思ったりもしますんで、またぜひその辺り御検討していただけたらなということで、一種の要望ということでお話しさせていただきたいと思います。以上です。

○**国頭分科会長** それでは、次に行きます。

35ページ、事業番号70番、ヌカカ対策事業について、石橋委員。

石橋委員。

○**石橋委員** 予算額ですけれど、決算額も減っておりますし、予算額も減っているというところで、なぜなのかということをお伺いします。

○**国頭分科会長** 藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 決算額の減少理由、また次年度の予算との比較についての御質問でございます。こちらにつきましては、このヌカカ対策事業は年度によりまして調査研究を行ったり、あるいは発生抑制対策を行ったりするなど、事業内容が異なっていることによるものでございます。平成30年度までは調査研究委託事業を行っておりましたが、発生抑制対策の検討に必要な情報がこの研究事業から得られましたので、元年度は調査研究を行わずに、発生抑制対策のモデル事業のほうに着手をいたしました。令和2年度はこの事業に併せまして、効果検証のための調査研究委託も併せて実施をしているところでございます。

○**国頭分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** 分かりました。次年度は予算が増えていました。それで、モデル事業の成果を生かして、半島全域がヌカカの発生地域だというふうに市も認識してらっしゃることなんですけど、半島全体に広げる取組にぜひしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、これを継続した取組にするためには、今、地元自治会のボランティアみたいな形でやっておりますけれど、それにとどまらず、やはり外部からも人の力の支援というのが必要ではないのかなというふうなことを思いますのと同時に、この間門脇委員も質問されましたけれど、耕作放棄地をなくすという取組を強化して、農業の担い手も増えるような政策がなければ、一旦きれいになった、せつかくきれいになってヌカカも発生しなくなった土地がまた荒れて、またヌカカの発生地になるという繰り返しにならないように、

ぜひそのところをお願いしたいと、これは要望しておきます。

○**国頭分科会長** 続いて、岡田委員。

○**岡田委員** これは以前から門脇委員、それから前原議員のほうがかかなりこの議場のほうでも、相当地元ということもおありだと思うんですけども、この被害の対策を何とかしていただきたいということで幾度となく議場でも御質問しておられましたけれども、令和元年度において、この施策をやって実際にどの程度被害が少なくなったのか。いろいろな調査なんかもしておられて原因究明しておられるようなんですけど、要は門脇委員や前原議員が言うておられるのは、今、被害を被っておられる方たちがとにかく、いわゆるなくなる、いなくなっていたきたい、そういう要望を強く受けておられてやっておられるんですけど、令和元年度としてはどうだったんですかね。

○**国頭分科会長** 藤岡次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** ヌカカ対策として被害が少なくなるためにどのようなことをしたか、実際の状況ということでお答えをいたします。まず、対策のほうからお答えをいたしますと、広報による被害の予防の啓発ですとか、あるいは虫よけ剤の普及ということで、弓浜地区の小・中学校などに新規成分を含みます虫よけ剤を配布しましたり、チラシを配布して使用の推奨など、被害の予防ということでの広報を行っております。また、発生の抑制対策ということで、元年度から彦名地区におきまして、住宅地周辺の荒廃農地で石灰散布、耕うん及び除草などのヌカカ駆除対策を行う事業、自治会または土地所有者に対する補助をモデル事業としまして3年間で着手をしております。この効果でございますが、実際のところ、何%になったというような数値は出ておりません。ただ、事業を実施するのに当たりまして、地元の御協力をいただいておりますので、元年度につきましてはモデル地区の全世帯についてアンケート調査を行いました。この結果、発生抑制対策として市が行っておりますモデル事業につきましては、一定の効果があったというアンケートの回答をいただいているところでございます。

○**国頭分科会長** 岡田委員。

○**岡田委員** ぜひとも地域の方からすれば、当然、調査やいろいろ研究していただくことは大変ありがたいことだろうと思うんですけども、とにかく被害がなくなる、かゆくなるということをとにかく希望しておられるわけですし、令和元年度にやられた、このかけられている予算もあります。その結果どういうことになったっていう、当然総括もしておられるんだろうと思うんですけど、それを受けて令和2年度にやっておられるわけですけど、とにかく被害になられる方がゼロになるようにしていくという方向性は、これは皆さんも共通認識でお持ちだろうと思うんですけど、そのためにはこういったような予算のかけ方で本当にいいのかどうかっていうことを、やっぱりもっと踏み込んで考えていただかないと、やはり多くの議員の方がこの議場でも何度も質問させていただいているわけですから、やっぱりなくしていくということ、いや、これなかなかなくなりませんよみたいな話じゃなくて、なくすんだということで、ぜひとも施策を進めていただくように要望しておきたいと思います。

○**国頭分科会長** 要望でいいですか。要望で、ということで。

次に、87ページ、事業番号173、分別収集事業について、伊藤委員、お願いします。伊藤委員。



○伊藤委員 まず、決算額が平成30年度から元年度は3,000万くらい上がっていますし、次年度もまた3,000万近く上がるというようなことで、決算額はほとんど委託費だと思えるんですけど、年々増加となっている要因について伺いたいと思います。

○国頭分科会長 清水クリーン推進課長。

○清水クリーン推進課長 分別収集事業の決算額が年々増加になっている要因についてのお尋ねでございますが、この決算額のうち、大部分を占めますのは家庭ごみの収集運搬業務委託料でございます。平成30年度は5億6,933万5,305円でございます。令和元年度は6億41万9,674円でございます。前年度に比べまして3,108万4,369円の増となったものでございまして、この主な理由は、運転手、軽作業員の人件費と燃料費等が増加したことによるものでございます。

○国頭分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 燃料費と人件費の増ということですが、経費が上がらないようにするにはどうしたらいいかなど検証、研究、また分析などしていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。経費が上がらないためにどうしたらいいかという検証や分析、研究などしていらっしゃったらお尋ねしたいと思います。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 今、ごみの収集を行っておりますが、収集の品目につきましては、ちょっと出方が少ないものとか、具体的には再生の利用瓶であるとか、そういったようなものがあるかと思えます。そういったものにつきましては、今後、収集のやり方等を変えていくようなことも検討すべきかなというふうには考えております。

○国頭分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 今、背景に、レジ袋が有料化になりましたので、スーパー等の店頭回収が、市民の側からするとやりやすくなったというようなお話も聞きます。また、市内では民間業者が拠点回収をしているところが増えたというふうに思っていますし、その利用は年々増えているのではないかなと思っております。なので、今、再利用瓶だとか、そういうような品目の、これからの分別の方法だとか収集の方法を変えていくというふうにおっしゃられましたけれども、古紙だとか缶、ペットボトルなど、リサイクルが可能な資源はやっぱり拠点回収というようなことに、スーパーの店頭回収や、そっちのほうに何か市民の意識を向けるというようなこともしていただければいいのではないかなと思っております。そのことにより経費の削減が図られるのではないかなと思っておりますが、見解を伺います。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 店頭回収の促進を市民の方にさせていただいて、経費の削減になるかどうかというのはちょっと現時点では計算はしていないところではございますが、ただ、おっしゃられますように、今、店頭回収を行っている店舗の情報等を市民の方にお伝えして、店舗のほうの調整は必要かと思っておりますが、そういったようなところについての啓発は努めてまいりたいというふうには考えております。

○国頭分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 今後、ごみの焼却場の問題で、西部広域でごみの分別方法だとか、そういうのも併せていくというような場面もあろうかと考えます。なので、やっぱり米子市がどういふふうにごみの分別収集をより効果的、効率的にすればいいかというようなことは十分

検証をしていただきたいなと思います。その上で、さっきおっしゃったように、民間業者と連携して、また共同して、さらなるごみの適正処理の推進だとか、あと、4Rの循環型社会の形成、また経費の削減に資するようにその推進、研究を図られたいと思います。指摘しておきます。以上です。

○**土光委員** 委員長、関連でいいですか。

○**国頭分科会長** 関連で。土光委員。

○**土光委員** 今、経費が毎年上がっている要因として人件費、燃料費というふうに言われたことに関して、人件費が上がった理由は収集に要する延べ人数が増えたからなのか、それとも単価、いわゆる時給が増えた、どちらが理由なんですか。

○**国頭分科会長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 人件費などの労務単価が上がっておりまして、この単価は鳥取県の土木工事実施設計単価表を基に積算しております。その金額が上がったものでございます。

○**土光委員** 分かりました。

○**国頭分科会長** よろしいですか。

次に移ります。87ページ、事業番号174、ごみ袋等製造・販売事業について、土光委員。

○**土光委員** このごみ袋製造・販売に関して、まず、購入先はどういうところか。具体的な名前までは要らない、どういうところか。購入先というのはどういう決め方をしているのか。それから、ごみ袋は市民に有料で販売しているものですよ、このごみ袋の販売の売上額は幾らなのかというのをお聞きします。

○**国頭分科会長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** ごみ袋の購入先等についてのお尋ねでございますが、購入先につきましては市内に本店支店または営業所のあるごみ袋の取扱業者を対象に、年2回指名競争入札により決定しているものでございます。指定ごみ袋等の販売手数料でございますが、令和元年度の実績といたしましては3億4,991万4,906円でございます。以上です。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** ごみ袋の購入先、市内の業者からということで、ただ、このごみ袋はどこが製造しているのを購入しているんですか。

○**国頭分科会長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 令和元年度は中国で製造されたものを使用しております。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 令和元年度は全て中国ということですね。これに関して、実は今回のコロナの関係で、マスクのことで私たちはある意味で思い知ったんですけど、マスクは実際ほとんど日本国内で製造してなくて、海外、中国とか。何らかのことがあると輸入が止まって非常に困った。だから、ある意味で生活必需品、今の状況では生活必需品。ごみ袋も私はそういう位置づけができるものだと思います。そういった意味で、例えば何かの理由で輸入ができなくなる、そういった状況になると、途端に私たちは困る状況になるのではないかと思います。その辺のことに関してはどういうふうに考えていますか。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 ごみ袋につきましては、十分な在庫を確保しております。現在、安定供給ができる状況にあると考えております。具体的には、可燃ごみの袋でございますと、種類にもよりますが、約3か月から4か月の在庫を持っております。不燃ごみにつきましても、種類によりますが、約3か月から約7か月供給できるような在庫を確保しているところでございます。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 分かりました。ある程度、3か月から4か月分の在庫があるということで対応ができる。それはそうかなというふうに思います。ただ、今後のことですが、多分、市内の業者入札ということでやっている。そのときに、どこの製造元か、今は全部中国だけ、ある意味で在庫を持つということも有効な方法だと思いますけど、製造を、これは単なる例えばですけど、3分の1は国内業者からの製造、残りはどこでもいいみたいな、そういった一定の条件をつけて入札。多分、海外の製造というのは安いからだと思いますけど、単に安いだけということだけではなくて、そういったリスク分散、この生活必需品に関しては安いという以外の視点で考えていくというのがこれから必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 リスク分散につきまして、今年度は中国に加えてベトナムのほうからということもございますが、今、国内からの供給をということでございますが、それについては、ちょっと今現在すぐには考えておりませんが、リスク分散ということで考える必要もあるのかなというふうに思っております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 今後こういった視点で検討というか、考えていただければと思います。これは指摘ということで。

○国頭分科会長 指摘ということで。

次に移ります。88ページ、事業番号175、クリーンセンター長寿命化事業、土光委員、お願いします。

土光委員。

○土光委員 まず、このクリーンセンター、今、長寿命化ということでやっています。この施設は、これは確認ですが、いつまで使う予定になっているのか。ある時点で使用されないというふうになっていると思います。そのときに、何年後まで使うか、それ以降使わないということだけど、そういうふうに計画を立てている理由を教えてください。それから、使わなくなった後に、例えば解体とか跡地利用、この辺はどういうふうに今の段階ではなっているのかということをお伺いします。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 米子市クリーンセンターをいつまで使うのかというお尋ねでございますが、鳥取県西部広域行政管理組合におきまして、令和14年度稼働に向け可燃ごみ処理施設等の整備を検討されていますこと。また、地元との覚書を踏まえまして、令和14年3月末までの稼働を予定しているところでございます。稼働終了後は解体するものと考えております。以上です。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 解体した後、跡地どういうふうにご利用するか云々は、例えば地元との協定とか、何か今の段階で決まっているというか、予定はあるのですか。

○**国頭分科会長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 跡地利用につきましては、現在、具体的な検討は行っていないところでございます。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。それから、これに関して、焼却灰とかの経費が出ています。いわゆる再資源化の処理費。これ、焼却灰の再資源化処理に関して委託先、それから単価はどのくらいで委託をしているのかお聞きします。

○**国頭分科会長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 焼却灰の再資源化処理についてのお尋ねでございますが、主灰と飛灰がございまして、主灰につきましては委託先が2か所ございます。1つ目が、兵庫県赤穂市にございます公益財団法人ひょうご環境創造協会と、そこに隣接しております住友大阪セメント株式会社赤穂工場でございます。2つ目が、山口県宇部市にございます宇部興産株式会社で、セメントの原料の一部としてリサイクルをしております。飛灰につきましては、先ほど申し上げました、ひょうご環境創造協会及び住友大阪セメント株式会社赤穂工場において、セメントの原料の一部としてリサイクルしております。単価等についてでございますが、主灰のひょうご環境につきましては、1トン当たり税込みで2万8,600円でございます。令和元年度の実績といたしましては約3,519トン、金額にいたしますと9,971万5,042円でございます。もう一つの委託先、宇部興産につきましては、1トン当たり税込みで2万7,500円でございます。実績といたしましては約813トン、金額にいたしまして2,214万2,565円でございます。飛灰につきましては、ひょうご環境のほうで、こちらは税込みで1トン当たり7万400円でございます。処理数は約1,070トン、金額にいたしまして7,465万4,578円でございます。以上です。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** これ、再資源化ということで、今の委託先で、今のような形で実際セメントの原料として使われている。これは主灰とか飛灰、そこでセメントの原料と、これはもう全量、つまり全量セメントの原料として実際使われている。つまり100%再利用されているという理解でいいんでしょうか。

○**国頭分科会長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 基本的にうちのほうから持っていったものにつきまして、前処理ということで、そこに金属等が入っていればそれは最初に除きますけども、それを除いた後は全量セメント原料化として処理されているところでございます。

○**国頭分科会長** よろしいですか。それでは、次に移ります。89ページ、事業番号177、家庭廃棄物処理手数料負担軽減事業について、矢田貝委員、お願いします。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 生活に密着した部分の負担軽減対策であるということで、大変対象になっておられる方は助かっておられるというふうに思うんですけど、この対象になられる方の

給付を受けられるという割合っていうのが、計算すると8割、9割に近いっていうことで、物すごく効果っていうのかニーズっていうか、喜んでおられることの表れだろうとも思うんですけども、その対象世帯の別と、その対象件数、またそれぞれの受給割合っていうのに違いがあるものでしょうか、まず、お伺いさせていただきます。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 負担軽減措置の対象制度ごとについてということでお伺いですが、対象制度が7つございます。順に、1つ目が生活保護世帯でございまして、1,835件ございまして、そのうちの約80%の方が引換えをしておられます。次に、児童扶養手当受給世帯、こちらが1,625件ございまして、93%の方が引換えをしておられます。続いて、特別児童扶養手当受給世帯、こちらの対象件数が316件ございまして、94%の方が引換えをしておられます。4番目に、特別障害者手当受給者がいる世帯ということで、対象件数が243件ございまして、95%の方が引換えをしておられます。5つ目が、要介護4以上の認定を受けている市民がいる世帯ということで、対象が1,758件ございまして、79%の方が引換えをしておられます。6番目に、ストマ装具等の助成を受けている身体障がい児等がいる世帯ということで、386件対象がございまして、92%の方が引換えをされています。最後になりますが、2歳未満の乳幼児がいる世帯は3,940件の対象がございまして、93%の方が引換えをされていたという実績でございまして。以上です。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 少し差があるなど感じたのが介護、在宅介護されている方というところで、引換えにくいのか、もしくは独自の生活状況の中で、約2,500円ぐらいの負担軽減になると思うんですけど、そのところ御遠慮なさっているのかなという印象を受けたんですけども、それぞれの対象者の方々が市役所で引き換えられたのか、その他の場所で引き換えられたのかというようなことがもし分かれば、分からなければ全体でも結構ですけども、お伺いいたします。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 今回の引換えができる場所が指定ごみ袋の取扱店、スーパーとかコンビニとか含めてですが、そういったようなところと、あと市役所の本庁舎と淀江支所とクリーン推進課のほうでしておりますが、取扱店につきましては全体の68%、市役所の庁舎のほうでは残りの32%というような結果になっております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 68%、それは引換え場所として機能された施設の割合が68ということですか。すみません、もう一回、理解ができなかったのでお願いします。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 引換え場所が指定ごみ袋取扱店のほうが68%の方がそこで引換えをされておりました。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、伺いますけど、指定ごみ袋っていうのが可燃ごみ40リットル入りのごみ袋は10枚ということで40枚渡していらっしゃるんですけども、引換え世帯の御希望に

よって変更することができる場所っていうのはどこでされているのでしょうか。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 変更できるのは米子市役所本庁舎と淀江支所とクリーン推進課だけでございます。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私、この委員会ではなくて、前回のときも言わせていただいたと思うんですけど、ニーズは変更していただきたいっていう声はある中で、市役所ではない地域の商店なのでしてあげたくてもできないんだよという声があるっていうのもお伝えさせていただいたんですけども、そこら辺がさらに市役所、それから淀江支所等の公共の施設の場所以外での対応について御検討いただけたのでしょうか。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 そういったようなお声がございまして、検討といいますか、例えばスーパーとかのそういったところに引換え等についてこういったようなことに御協力いただけるかどうかっていったような問合せ等をさせていただいて、ちょっとスーパーさんのほうからはレジの方が煩雑になったりとかっていったような御意見等をいただいているということではございます。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私はぜひ市の行政がどこのサービスの充実、サービス向上のために努力をしていくかというところが大事だと思いますので、スーパーのある数店舗かもしれませんが、聞いていただいたというところはありがたいなというふうに思うんですけども、そこで止まるのではなくて、できるよって言われるところが少しでもあるのであれば、その対応ができるような形に前向きに考えていただければいいんじゃないかなというふうに思いますけども、その辺りはいかがでしょうか。

○国頭分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 例えば店舗ごとに取扱いを認められるかどうかというようなことではございますけども、ちょっと店舗ごとにした場合に、その店舗さんにとって取扱いを変えることによって不利益が出たりとか、そういったようなところを考えてみたり、あと、40リットルと20リットルでは、例えばちょっと手数料が違ったりしますので、ちょっとその辺りはこちらのほうとしても考えて判断していきたいなというふうには考えております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 事務報告の書類によりまして、132ページのところに、指定ごみ袋の販売枚数の実績がありまして、40、30、20、10というところでそれぞればらけているわけです。実際のところ、市役所で希望のごみ袋に変換された配布枚数っていうのが全配布枚数の約3分の1になっているっていうところは、それぞれの受け取られている方々の御希望っていうのは、40だけではないニーズが高いんじゃないかなというふうには私は考えておまして、様々なお金のことであるとか手間っていうところで大変だっていうことは分かりますけども、去年でしたでしょうか、こういった一覧で希望にかなえられるのかっていう表があって、ここからいくと何かすごく細かなエクセルのような表をつくられてそれで対応しているんだっていうのを見せていただいたことがありますけども、数パ

ターンでいいと思うんですね。それに対応できるような対応っていうのをぜひとも考えていただきたいなというふうに、これは要望しておきたいと思います。

それから、受給率が大変高かったというところから考えまして、この生活困窮の状態にある方への支援としてはとても支援が届きやすい形じゃないかなというふうに思っております。この事業は評価をしております。ぜひとも継続もしていただきたいですし、コロナ禍の中で生活が困窮状態に陥った方へどのような支援ができるのかという新たな取組としても、対象者の拡大であるとか配布枚数の拡大っていうようなことについても、ぜひとも検討をいただきたいなというふうに要望させていただきます。

○石橋委員 関連で。

○国頭分科会長 関連で。石橋委員。

○石橋委員 このごみ袋の支給については、どんなふうに広報をされているのか。ごみカレンダー、すみません、ちょっとよく覚えてないんですが、にも書いてあったでしょうか。

○国頭分科会長 大丈夫ですか。清水課長。

○清水クリーン推進課長 負担軽減につきましては、対象者の方に郵送で直接お送りさせていただきます。

○国頭分科会長 いいですか。

以上で市民生活部所管の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

**午前 11 時 00 分 休憩**

**午前 11 時 02 分 再開**

○国頭分科会長 それでは、予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

次に、議案第 85 号、令和元年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、福祉保健部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表 2 ページを御覧ください。決算に係る主要な施策の説明書の 46 ページ、事業番号 92、地域支援活性化事業について、石橋委員、お願いします。

石橋委員。

○石橋委員 コーディネーターについて伺いますが、コーディネーターという人は 1 人だけの配置ということになっておりますが、費用お 1 人分としてはそう低くないというふうにも思います。どのような資格のある方、どんな経験のある方がこのコーディネーターの役目をされるのでしょうか。

○国頭分科会長 塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 地域支援活性化事業におきますコーディネーターにつきましては、資格の要件はございませんが、平成 26 年の 11 月から社会福祉協議会に委託をしております。社会福祉士の方に従事していただいております。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 市内の全域 7 地域に 1 人で間に合うような仕事なんですか。大変な仕事ではないかと思うんですが。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 仕事の内容といたしましては、地区版の地域福祉活動計画や支え愛

マップの作成支援などを行っておりまして、また、ふれあい・いきいきサロンなどの地域活動の支援にも通じて支え合いの体制づくりの支援をしていただいているところがございますが、やはり現在、市内全域を対象といたしまして1名を配置しておりますことから、やはり活動に限りがあることは認識をしております。今後につきましては、地域福祉計画にも上げておりますように、各公民館区域を担当いたしますコミュニティーワーカーを今後配置いたしまして、その役割を担っていきたいと考えておるところでございます。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 このコミュニティーワーカーっていう人はどういう人が当たるんですか。

○国頭分科会長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 先ほど塚田が申しましたコミュニティーワーカーっていうのは、私どものほうの地域福祉実践の側で予定している者たちでございまして、仕事の任務としては地域づくりのほうを主にする、そういった人たちのことでございます。以上です。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 地域に入っていくという役割が保健師さんという人たちのお仕事として地域担当っていうのができたんですかね、ということだと思うんですが、この保健師さんたちも一緒に動いていかれるということですか。

○国頭分科会長 大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 お見込みのとおりでございまして、コミュニティーワーカーと、それから保健師、あるいはコミュニティーソーシャルワーカーといったグループをつくって地域の中に入って行って、一人一人の生活を大事にするとともに、地域づくりを行っていく、そういう考えでおります。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 本市は保健師の数が大変少ないというふうに認識しておりまして、同じ人口規模の都市と比べても10人以上足りないというふうに思います。いろんな役割があってそれぞれ自治体によっても動きが違うとは言われますが、やはり絶対的に少ないと思うんですが、保健師の増員はされるのでしょうか。

○国頭分科会長 いいですか。

景山福祉保健部長。

○景山福祉保健部長 今年から中学校区を担当する保健師を配置いたしまして、今までいろんな業務を持ちながら専門職としての活動をしていた者を、それをすっきりと下ろして、地区に専ら活動の範囲を置くというような保健師の活動を始めたばかりでございます。一方で、先ほど大橋次長のほうからもありましたように、地域福祉実践という試みもございまして、そういったことをまず始めていきながら、この実践の中で取り組んでいく中で、今後どのような形が一番いいのかということを見せていくべきだというふうに思っております。

○国頭分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 保健師の増員のことについて私のほうからお答えいたします。地区担当保健師を導入したというのは先ほどお答えしたとおりであります。本年4月で5名、9月1日で2名の増員をいたしました。以上です。



○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 増員は大変結構だと思いますが、これでも多分他の都市に比べたらまだ少ないんだと思います。保健師はいろんな分野にわたって大事な仕事をされる人ですので、ぜひこれからも増員していただきたいというふうに、これは要望しておきます。

○国頭分科会長 次に、岡田委員。

○岡田委員 これは1名の方で全市的に令和元年度はやられたということで、結果的にはどんなもんなんですか。例えばやられた担当者から、なかなか1人では難しいとか、これぐらいの業務しかできませんとか、そういうのは実際されたコーディネーターの方とのやり取りってというのはあったんですかね。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 事業の実績につきましては報告をいただいております、やはり先ほどお話をいたしましたけれども、支え愛マップですとか、サロンの立ち上げ支援なども行っていただいておりますが、やはりなかなか十分に全地区を回れるということではございませんので、順番にといいますか、少しずつ広げているところではございますけれども、現時点ではなかなか全地区にということでは難しいと聞いております。

○国頭分科会長 岡田委員。

○岡田委員 これ、ちなみに令和2年度も1名の体制でやっているんですかね、今現在は。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 現在も1名の体制でございます。

○国頭分科会長 岡田委員。

○岡田委員 この地域支援活性化事業ということで、地域の福祉に関わる地域福祉計画なんかも、どういった体制でやるのかっていうのは今、言い方が悪いんですけど、様々なことをチャレンジしてみながら手探りをしておられる部分もあるんだろうと思うんですけど、地域の中には様々な問題も出て、なかなか個人で解決できないという状況があって、これを何とか地域で解決していただきながら、行政がそこにどう関わっていけばいいのかということだと思うんですけど、先ほどおっしゃった、1人でやっぱり難しかったということ、だけでも令和2年度も取りあえず1名でやっているということ。やはり改善すべきは改善していくという形ですね、できないものはできないですし、できるものはできるということで、やっぱりやっていたらいてる方に、過度に例えば負荷がいくということになると、今度はまた働いている方の働き方そのものが、やっぱり非常に厳しい状況になっていくこともあると思うんで、やっぱり地域の課題を解決していくということと、福祉の関係っていうのは、よく学校の先生は多忙だということが一般的な共通認識ができましたけれども、福祉のほうがというか、福祉のほうも非常に多忙で、やはり非常にナイーブな問題を扱うことが多いもんですから、負荷が非常に大きいということをよく聞くんですね。まだその辺りの共通認識ができていないところもありますので、ぜひともその辺り1年1年きちっと事業把握していただくとともに、やっぱりやっていたらいてる方にどういう、どれぐらいのことが本当にできるのかということをしちっと精査されて、やっぱり次年度に生かしていくということをやっていたらいてる方に、持続可能な継続的にできる事業に変えていただきたいということ、これは要望しておきたいというふうに思います。

○国頭分科会長 要望ということで。

続いて、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 今、お一人の配置というところについては、当局におかれてもなかなか全市を見るのが難しいという御認識を伺ったんですけども、実際には地域福祉コーディネーターさんっていうのが半分、活動の内容は2層的なところで、立場的には市の全体を見るっていう中途半端なところにいらっしゃると思うんですね。そこで次の段階で、今お話を聞いていると、地区担当のコミュニティーワーカーであるというところに一気に行かれますけども、今目指しておられる形というのは、市内の7つの総合相談支援体制というところがまずは機能し始めるようになっていくことが先なのではないかという気がしておりますけれども、その辺りでいくと、地域福祉コーディネーターが最低でも7人というところにいくのか、そこら辺どんなお考えでしょうか。

**○国頭分科会長** 大橋次長。

**○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長** まず、事業の名前から、後段でありますけども、地域力強化推進事業というものを私どもでやっています、そちらのほうで地域福祉コーディネーターということで先ほどお話ししました。実は、この地域福祉コーディネーター、長寿社会課所管のものと、私どもがやっている部分については、内容的にはほぼ重なって同じようなものがございます。まず、それを最初に認識いただいておりますと、今後私どもが地域福祉計画を定めて、その中で、先ほど委員から指摘がございましたように、7つのセンターをつくって地域福祉をやっていくんだという、この体制を組もうとしているわけですね。そこで、地域の活動基盤については、本会議のほうで申し上げたように、公民館の単位で活動していくんだと。それに必要な人員数が幾らになるかということについては、ニーズの発生量によって計測するほかありませんけれども、そのために現在、義方校区、啓成校区で大体どれぐらい出るのかということを検討している最中ではありますが、立てつけとしては各センターに地域福祉を実践するコミュニティーワーカー、コミュニティーソーシャルワーカーというのを複数人配置していきながら整備していこうと。ただ、一遍にはできるわけではありませんので、財政事情等も考えながら順次整備をしていきたい。こういうふう考えておるところであります。岡田委員からの御指摘もありましたように、1人の人間におっかぶせるようなことではその人も潰れてしまって、結局地域のためにならないということもありますから、十分とは申しませんが、熟慮をして人員配置を定めていきたいと、今の段階ではそのように思っております。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 現在は地域福祉コーディネーターさんは社協さんに委託というところでお1人なんですけれども、この社協委託の立場でいらっしゃるっていうのがいいんでしょうか、有効なんでしょうか。

**○国頭分科会長** 大橋次長。

**○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長** 米子市社会福祉協議会は、その潜在意義が地域福祉の実践のためにあると聞いておりますし、現にそのような活動を数十年にわたって繰り広げられてきた実績のある団体でございます。米子市自体もその地域には責任を持っているわけでありまして、事、福祉ということに関しては、その点については私たちよりもさらに能力が高いというふうに思っておりますので、これからも委託などの形で社会福祉協議会とは関係性をつくっていききたいと、このように思っております。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。私、この地域支援活性化事業っていうところが、これからどういうふうに米子市が目指す地域の形なのかっていうところを見える事業に変わっていかないと市民には分からないというふうに思っていて、この事業そのものはそうなんですかっていうところなんですけれども、ぜひ今後は形というか、子ども総合相談窓口もそうですし、障がい者の基幹相談支援センター等の職員の雇用とか配置のバランスっていうのもあるかもしれませんが、今後もこの地域福祉コーディネーターに同じような全市的な目を配って動いていただくっていうふうなことを求められるのであれば、さっき言いましたような、目標は最低でも7人要るんじゃないかなというふうに私は考えております。そのときには、7人じゃなくても社協でというふうにおっしゃいましたけれども、本市の職員がどのように配置されていくのかとか、社協の中にどれだけの職員を確保していくのかっていったら、必ずそこにお金がかかってくると思います。しっかりと全体が見える形の事業として見直していただきまして、この事業がさらに全市の地域福祉の推進になるように期待をしておきたいと思えますし、説明を幾ら受けてもなかなか全体像が見えてきていないっていうところについては、私は、岡田さんも少し触れられましたけども、これは指摘に値をしないと、丁寧に市民の皆様、また現在地域で支えている皆様と意見を交わしながら進んでいっておられるっていうのは分かるんですけども、まずは市がこれをこんなふうに進めていきたいんだっていうのを示すことが、ある程度は先にあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

**○国頭分科会長** 指摘ということで。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 次でした、ごめんなさい。引き続いて、勝手に進んでいいですか。

**○国頭分科会長** 次の事業ですね。次に移ります。48ページの事業番号96、地域力強化推進事業。続いて、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 先ほど石橋委員が少し触れられましたコミュニティーワーカーのことでございますけれども、どのように現在のモデル地区に入っていかれたかっていうのが少し事務報告で触れられています。福祉総合相談っていうのが1年間で28件あったということですけども、その内容と対応、この1年間の評価について伺いたいと思います。

**○国頭分科会長** 大橋次長。

**○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長** 質問された福祉総合相談は個人の悩み事、困り事に対応する相談の形態でございまして、件数につきましては事務報告で報告したように28件でございます。その内訳を見ますと、介護保険関係のものが18件、それから生活困窮的なものが3件、最後にその他ということではいろんなこと7件の28件でございまして、そのいろいろな中には、例えば精神障がいがある方と御近所さんとのトラブルの解決などということもあったようでございますし、また高齢者の消費者被害の問題もあったようでございます。この評価でございまして、それに対する対応の仕方については、私どもは満足している。期待どおりの活躍をされたというふうに考えております。

一方、件数でございまして、実はもっとあってもいいんじゃないかっていう気もするんですけども、この取組を始めた初年度でございまして、どちらかというとアウトリーチ型で処理をしていっているものですから、これまでは米子市ではやられたことがな

いので、まだまだ住民の皆さんからそのありがたみをまだ感じていらっしやらないところだと思えます。そういう中で、社協のほうで地域に入りながら28件の掘り起こしをしたというのは一定評価できるものというふうに考えております。また、ここには表れておりませんが、本来、地域力支援事業としてコミュニティーワーカーのほうを期待していたものについては30件ほどの相談がありまして、サロンをつくりたいんだ、あるいは自治会でこういうことをしたいんだけどどういうふうにやったらいいんだろうという個別の問題に対して、自治会長等々と相談をして支援をしている、これも十分評価できるものだと思っております。以上でございます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も大変頑張られたというふうに思います。待ちではなくて動いていかれた中での相談対応じゃないかなというふうに思うんですけども、その受け止められた相談をどのような種別で今後まとめて、それからそれぞれの専門機関に報告していくのかというようなまとめ方っていうのは、今、次長からはするするとお答えいただいて、介護だった、生活困窮だったっておっしゃいましたけども、どのような方法で種別をして対応したりまとめていかれるのでしょうか。できていたら教えてください。

**○国頭分科会長** 大橋次長。

**○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長** 支援の仕方ということでございますけれども、ソーシャルワークの基本技術としてアセスメントとプランニングとあります。そういう過程の中で、コミュニティーワーカーそのものが解決できるものは解決しています。それは今回もやっています。それ以外のものについて、例えば複数の機関が必要であるとすれば、もう一つのモデル事業をやっています他機関協働型のほうにつないでそこで処理をしていただいたり、あるいは介護だけの問題で済むなというふうに判定ができたとしたら、それは現在の場合は地域包括支援センターなり、あるいは米子市役所のほうと情報交換をして解決に向かう、そういう手続になると思っております。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。私、これ、希望ですけれども、モデル事業であるから報告がきっちりできないっていうことはないと思いますし、ほかの相談事業として市が取り扱われたことをまとめて事務報告等を議会でも報告いただいておりますので、それらと同じようなレベルで対応できるような方法っていうのをぜひとも次年度以降取っていただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

**○国頭分科会長** 次に、事務報告の164ページになりますが、災害時要援護者の台帳登録について。続いて、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません、この決算にどのような位置づけになるのかというのが物すごく私も分からなかったんですけども、教えていただきたいと思えます。どのように要援護者の登録の推進を図ってこられたのかというところをまずお伺いします。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 災害時の要援護者の避難支援の推進についてなんですけれども、こちらにつきましては、平成23年度から台帳の登録を進めているところでございます。平成26年1月からは現在の登録希望者による手挙げ方式に変更いたしまして、26年から28年にかけては市内の27地区の公民館や集会所のほうに出かけまして登録の受付

を行ったところございまして、現在は年1回市報に掲載し周知をしているところでございます。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 現在3,279名の延べ登録者ということですが、これは高齢だけという数でしょうか。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 高齢者と、あと障がい者の方も含まれております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。そうしましたら、伺いますけれども、米子市災害時要援護者避難支援プランというものは、そもそもどういったものなのかということをお伺いしたいんですけども、事業化されてないこの計画を推進しているのは福祉保健部というふうに理解するんですけども、どういったプランなんでしょうか。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 こちらのプランにつきましては、平成23年に全体計画がなされたものでございまして、災害時の要援護者登録申請と個別支援プランというものを重ねておりまして、要援護者の状況ですとか、緊急時の家族の連絡先や避難支援者の連絡先を記入して登録していただく仕組みとなっております。そして、それを米子市や避難支援者の方、自治会組織、民生委員協議会などで共有をして支援をしていくという仕組みでございます。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も地元の公民館で登録をされるところに行かせていただきましたけども、もう何年も前になっています。その見直しであるとか、具体的な支援内容であるとか、取り組んではおられるんですけども、具体的な、一般質問でもこれは言わせていただきましたけれども、プランとして名簿作成が目的になってプラン、行動をどのようにしていくのかというところの実効性っていうのが誰も責任が取れない状況になってしまっているのではないかなというふうに思っております。これは指摘をしておきたいと思えます。

そこで、一般質問でも言いましたけども、マイ・タイムラインの作成も含めて、本当に支援の必要な人に対して具体的な支援プランっていうところに対しては、ぜひとも福祉保健部が中心になられましてまちづくり、つながりづくりの取組の中で、具体的に推進していただきたいというふうに要望をしておきます。以上です。

○国頭分科会長 続いて、事務報告の147ページ、米子市子どもの居場所づくり推進モデル事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 お願いします。2つの団体がスタートするような立ち上げ支援を行われたということですが、確認ですけど、1つ目はまだスタートしてないということでしょうか。

○国頭分科会長 大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 公式にはコロナの関係で開設を止めておられまして、9月下旬を目途にということでお聞きしております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 もう一つについては、コロナ禍の子どもの居場所としても休校期間中も開

所されていたのでしょうか。

○国頭分科会長 大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 開所されていたように聞いております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。では、なかよし学級であるとか、放課後デイであるとか、それらと同様に子ども食堂や今回開所された事業所ですかね、というようなどころとの感染拡大の対策とか、情報共有っていうのはどうだったのかなというふうになんてちょっと心配なんですけれども、どのような位置づけになるのでしょうか。

○国頭分科会長 大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 子ども食堂全般については協議会を開いて、コロナ対策のことをお話し申し上げる機会を子ども未来局主催でやりましたようです。この2件については特にはアクセスをしておりません。1件目のほうの寺子屋さんのほうは、もともと子ども食堂の協議会のメンバーになっていただいている関係で情報が出たようですけれども、住吉のほうについては直接のコンタクトは私のほうでは取っておりません。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 これはお願いですけれども、しっかりと連携を取っていただきまして、子どもの居場所づくりというところで取り組まれた事業所さんだと思いますので、連携を密に情報が行くようにしていただきたいなというふうに思います。確認ですけれども、この事業の大本は県ということであったと思うんですけれども、県としては次年度も継続されるのでしょうか。それがもしなければ、単独でも米子市がさらにほかの子ども居場所づくりの立ち上げの支援をしていかれるっていう計画でしょうか。

○国頭分科会長 松原子育て支援課長補佐。

○松原子育て支援課長補佐兼児童青少年担当課長補佐 県のほうが令和2年4月1日付で、この子どもの居場所づくり推進モデル事業のほうを一旦廃止しまして、新たにモデル事業ではなく、子どもの居場所づくり推進事業として引き続き継続しております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。すみません、これは立ち上げということですか。事業継続への使い方っていうのはあるんですか。

○国頭分科会長 松原課長補佐。

○松原子育て支援課長補佐兼児童青少年担当課長補佐 米子市としましては、立ち上げの経費の支援ということで継続しております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 すみません、この県の中で、立ち上げに限るということがあるのでしょうか。

○国頭分科会長 松原課長補佐。

○松原子育て支援課長補佐兼児童青少年担当課長補佐 県のほうでは立ち上げ及び運営に係る経費、この2点でございます。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 そこを米子市として、この事業を立ち上げに限られた理由があったんですか。

○**国頭分科会長** 松原課長補佐。

○**松原子育て支援課長補佐兼児童青少年担当課長補佐** 米子市としましては補助金ありきの運営ということではなくて、持続力のある民間団体を支援するといったような観点から運営費を除いた立ち上げ経費のみとするようにしております。

○**国頭分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。その判断につきましては、今はそうかもしれませんが、かたくなにそこって決められなくても県の事業の枠として柔軟な対応をしていただければありがたいなというふうに思っております。この運営に限らず、先ほどコロナのところで言わせていただきましたけれども、運営を補助するとか立ち上げ補助するということではなくて、既存、今子どもの居場所としてあるというところにつきまして、ぜひともこのコロナ禍における今後の連携というものについては、なかよしや放課後デイというような同じような情報共有をできるような体制を、今もしておられると思いますが、さらに強化していただくようお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○**国頭分科会長** 次に、45ページの事業番号89、中国残留邦人生活支援事業を、石橋委員、お願いします。

石橋委員。

○**石橋委員** 支援費について伺いますが。生活支援、住宅支援の、その金額は幾らぐらいなのか。そして、医療と介護の支援は、生活保護でもあるような現物の給付ということなんでしょうか。

○**国頭分科会長** 仲原福祉保健部主査。

○**仲原福祉保健部主査兼福祉課保護第一担当課長補佐** 先ほどの委員さんの御質問につきまして回答いたします。令和元年度中国残留邦人生活支援事業における支援給付の金額についてでございますが、生活支援給付は81万4,980円でございます。住宅支援給付は36万6,000円でございます。また、医療支援給付と介護支援給付は現物給付なのかについてでございますが、医療支援給付、介護支援給付とも現物給付でございます。以上でございます。

○**国頭分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** 大体これは生活保護と同じようなベースになっているのかなと思います。この金額でいいますと、対象の方は、たしかお1人というふうに聞いておりますが、例えば生活保護ですと、収入が何か別にあった場合は、その収入分は差し引いて支給されたりということはあるんですが、これはこの中国残留邦人の生活支援事業についても同じでしょうか。

○**国頭分科会長** 仲原主査。

○**仲原福祉保健部主査兼福祉課保護第一担当課長補佐** 先ほどの委員さんの御質問で、生活保護と同じなのかどうかということでございますけれども、生活保護と同じ計算はするんですけれども、年金等がございましたら、国が定めた基準の範囲内で収入認定はしないこととしております。以上でございます。

○**国頭分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** 結構です。かなり高齢になられている方かと思っております。十分に暮らしていけるようにしてあげたらというふうに思っております。以上です。

○**国頭分科会長** では次に、47ページ、事業番号94、生活保護受給世帯学習支援事業について、矢田貝委員。

矢田貝委員、お願いします。

○**矢田貝委員** この生活保護受給者の事業番号94番と131番と、一緒に質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**国頭分科会長** はい、お願いします。

○**矢田貝委員** お願いします。実際は、1つの事業として行っておられるものが、この2つの事業費として計上されているわけですが、生活保護受給世帯学習支援事業のほうにつきましては、予算に対して決算額が約2分の1ということで、マイナス26万9,000円になっているようですが、次年度の予算については、元年度よりもプラスになっています。そして、ひとり親家庭学習支援事業につきましては、決算額はマイナスの約50万ですが、次年度はプラスの90万の予算ということになっているんですけれども、事業費の内訳というのはどのようにになっているのか伺います。

○**国頭分科会長** 仲原主査。

○**仲原福祉保健部主査兼福祉課保護第一担当課長補佐** すみません、先に訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**国頭分科会長** すみません、関係資料の修正ですね。

○**仲原福祉保健部主査兼福祉課保護第一担当課長補佐** はい。

○**国頭分科会長** すみません、お願いします。

○**仲原福祉保健部主査兼福祉課保護第一担当課長補佐** すみません。では、福祉課から、さきに書面にて訂正のお知らせをしておりました令和元年度決算に係る主要な施策の説明書について、訂正をさせていただきます。

説明書47ページ、下段で、福祉保健部事業番号94の生活保護受給世帯学習支援事業の2、事業の成果の欄に記載の、令和元年度開催数を41回としておりましたが、正しくは38回の誤りでした。訂正しおわびいたします。

これに伴いまして、令和元年度事務報告の150ページ、9、生活保護受給世帯学習支援事業、こどもみらい塾の平成31年度開催回数と、194ページの8、母子福祉、2、ひとり親家庭児童等学習支援事業の開催回数を38回と訂正しおわびいたします。事務報告の訂正につきましては、所管課より別途お知らせをしていると思いますので、説明のみとさせていただきます。以上でございます。

○**国頭分科会長** 答弁のほうは。

池口子育て支援課長。

○**池口子育て支援課長** まず、131番のひとり親家庭学習支援事業のほうで、令和2年度の予算額が増えたことについて御説明を申し上げます。まず事業費の内訳なんですけれども、約9割が専任の職員及び学習支援ボランティアの方の人件費と旅費でございます。参加される子どもさんの数の増加を見込みまして、こちらのほうの人件費についても増加をした額を、令和2年度予算のほうに計上させていただいているところでございます。

○**国頭分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** すみません、生活保護受給者世帯学習支援事業についても、予算、決算、来年度の予算ということの凸凹というのは、人件費の見積りと実際の支払われた額の違い



と考えてよろしいのでしょうか。

○**国頭分科会長** 長尾福祉課長補佐。

○**長尾福祉課長補佐兼保護第二担当課長補佐** 委員おっしゃるとおりでございます。

○**国頭分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 学習支援事業としては、今後3か所を目標に増やしていかれるということなんですけれども、この実施箇所が増えた場合の事業費の考え方についてはどのようにお考えでしょうか。増えるという見込みができた段階で、人件費を計上されていくということなのでしょうか。その他の予算も考えておられるのか伺います。

○**国頭分科会長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 子どもの貧困対策計画の中で、5年間で3か所に増やすという目標を掲げております。当然、実施箇所が増えますと、事業費も同じように、2か所になれば2倍というふうな考え方でおりますけれども、国や県の補助金を有効に活用することと、それから実施方法につきましても、現在の直営という方法だけではなくて、ほかにももっといい方法がないかということも、併せて検討していきたいというふうに考えております。

○**国頭分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 子どもの居場所づくり推進モデル事業や子ども食堂もそうなんですけれども、直営のこの事業について増やしていくというより、そこに行くことができる子どもたちが増えるという環境をつくっていくということが大事なことだというふうに思いますし、その米子の施策に共感をして、自分たちでそういった場を提供し、学習支援まで展開していただけるというところを応援するということが大事じゃないかなというふうに考えるんですけれども、そこは、先ほどは事業の立ち上げというところに特化した米子市の居場所づくり推進モデル事業でありましたけれども、今後のこれらとの連携と支援の在り方というところについて、どのようなお考えを持っていますか伺います。

○**国頭分科会長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** まず、この市が実施している事業というものを充実させるということが重要だというふうには考えておりますけれども、委員のおっしゃるように、民間の方も学習支援ということでいろいろ取組をしていらっしゃるということは承知しておりますので、そういう動きということもいろいろ伺いながら、一番いいやり方ということを考えていきたいというふうに思っております。

○**国頭分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** よろしくお願いたします。この十分な予算の確保というところは、直営のことだけに言えることではないというふうに思います。民間がしていることなので、そのところはそちらでお願いということも、またちょっと違うかなというふうに思いますので、ぜひとも柔軟な考えを持っていただきまして、十分な確保と、その事業実施の支援の方法につきましても、検討していただきたいというふうに要望いたします。

○**国頭分科会長** よろしいですね。要望ということで。

次に、50ページの事業番号100番、障がい者生活支援事業について、石橋委員、お願いします。

石橋委員。

○石橋委員 障がい者支援センターについて伺います。支援センターの体制、何か所開設してあるのか、またその職員の配置についてはどうなのかということをも、それとこの支援の内容についても伺います。

○国頭分科会長 仲田福祉保健部次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 障がい者地域生活支援センターは、市内の4事業所に委託して設置しております。障がいの種別にかかわらず、障がいのある方からのあらゆる相談に応じて支援を行っているところでございます。各委託事業所では、相談支援専門員が相談業務に当たっておりますが、計画相談との兼務となっている場合が多く、職員配置としては2人から3人相当の人役で相談業務を行っていただいております。支援センターの支援内容といたしましては、障がい者の方、あるいは家族さんからの相談に応じて、具体的には福祉サービスの利用に関する事、あるいは不安やいろいろな悩み事の相談をお聞きすること、医療や健康に関する事など多岐にわたる相談を受けております。これらの相談に対しまして、訪問や面談、電話等で日常生活に必要な指導、助言を行っているところでございます。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 民間の4事業者が行っておられる、そういうあらゆる相談について支援をするということなんですね。以上で結構です。次、行って結構です。

○国頭分科会長 次、よろしいですか。

51ページの事業番号102番、居宅介護給付事業（地域生活支援）について、石橋委員、お願いします。

○石橋委員 この居宅介護給付事業の利用実態について、どのような支援があるのか。給付の種類と、利用の実態はどうなのかということをお伺いします。ヘルパーが足りない、必要なきに使えるという訴えは、度々聞いております。需要に十分応えられているのか、不足しているところはどうか解決するのか、その辺りを伺いたしたいと思います。

○国頭分科会長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 この居宅介護支援事業の地域生活支援事業の内容につきまして、サービス内容ですが、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスの3つがございます。移動支援につきましては、単独で外出をすることが困難な在宅の障がいのある方の外出の支援、移動時の見守り等の介助でございます。日中一時支援は、障がいのある方の社会参加を促すとともに、家族の不在のとき、家族の介護の負担軽減のために日中における一時的な預かりのサービスでございます。訪問入浴サービスは、家庭において介護なしでは入浴が困難な重度の身体障がいのある方に入浴車を派遣して、入浴サービスを提供するものでございます。

利用申込みに100%応える体制かというお尋ねにつきましては、移動支援につきましては、支援している担当が、委員のおっしゃるようヘルパーが担当していることが多いということで、人員不足のために希望が多い時間帯とか土日にかけては一部対応が難しく、時間をずらしていただいたりというような調整を行っているというふう聞いております。日中一時支援と訪問入浴サービスについては、希望に沿ったサービスがおおむね提供できているというふう考えております。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 一般質問でもお伺いしているところですが、やはり家族が、障がいのある方については、本当に必死で支えておられるという実態だと思います。その御家族が何かあったときに使えるサービスというのが、やっぱりうちのヘルパーさんの力だと思うんですけど、そここのところがどうしても不足しているということで、そのヘルパーの養成を県と連携しながら急ぐべきだというふうに思いますので、これは要望しておきます。

○国頭分科会長 よろしいですか。

次に、52ページ、事業番号104番、障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業について、石橋委員。

○石橋委員 この世話人の方の処遇について伺いたいんですけど、夜間世話人というのはどんなふうな位置づけになっているのか、資格とかその要件とかは何か。そして、夜間の世話人1人についての助成額っていうのは、総額で書いてあると思うんですが、1人については助成額が幾らになるんでしょうかということをお伺いします。

○国頭分科会長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 夜間世話人を配置することについて、夜間世話人をする者の資格の要件は特にございません。夜間世話人を配置した場合、幾らぐらいの報酬が払われるのかということですが、夜間世話人の配置につきましては、事業所は障がい福祉サービスの報酬に夜間支援体制加算というものがございまして、その加算を算定することができます。しかし、加算だけでは人件費が賄えないというような意見もございまして、鳥取県が単独で補助事業をつくっておられまして、世話人の配置体制等に依りて380円から680円の範囲で定めた1人当たりの補助基準額に、利用日数を乗じた額を補助しておりまして、本事業ではその金額が決算額となっております。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 決して多くない報酬かなというふうに思うんですけど、この夜間世話人の方というのは足りているんでしょうか。

○国頭分科会長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 障がいのグループホームにつきましては、定員が2名から4名という少ない人数のグループホームも多くございます。必ずしも、全ての施設に夜間世話人の配置が必要であるというわけではないと考えております。世話人がいないために夜間が不安であって、なかなかグループホームに入れられないというような声も、特に現在は聞こえておりませんので、必要なグループホームについては夜間世話人の配置ができていものと考えております。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 この夜間世話人という方は、施設ごとに必要なところで探されるということですよ。でも、夜の間っていうのはなかなか大変なところで、気持ちが安定しない方、夜間不安になることっていうのも多いというふうに聞いております。必要な任務であるなら、やっぱり障がい者のこの支援法において、ちゃんと位置づけすべきではないのかというふうに思います。障がい者の制度というのは、やはり当事者任せになっているという感が拭えないんですけど、国や県が、公が責任を持って制度を充実すべきというふうに要請すべきだというふうに思います。重ねてもう一言、米子市だけの問題ではないので、指摘はしませんが、障がい者支援の制度が全般に脆弱というか、弱いと思います。当事者が必

死で努力しているというところに任せているという感じが拭えません。企業が参入してこられるようなところではないので、利益は上がらない、本当に不安定なところですので、公の責任で基盤を強化して、支援を拡充していくことを、国や県に強く要望していただきたいというふうに、これは要望しておきます。

**○国頭分科会長** 次に移ります。

56ページ、事業番号は111、基幹相談支援センター設置事業について、矢田貝委員。矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 相談件数、相談者の種別、相談内容と対応、またスタートした元年ですね、基幹センターの機能の評価について伺いたいと思います。

**○国頭分科会長** 仲田次長。

**○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 基幹相談支援センターで受けた相談についてですが、本人及び家族からの相談が実人数で278件、関係機関からの相談が実機関数で130件でございました。相談内容につきましては、障がいの種別にかかわらず何らかの支援が必要な方でございますので、生活全般の困り事として住まいの確保とか、ひきこもりへの対応もございました。関係機関からは、対応が困難なケースや介護サービスとの併給などに関するものがありました。基幹センターは、本市における相談支援の中核的機関として、当事者の方だけからではなく、事業所からの相談も受け付け、指導や助言もしてまいりまして、サービス提供事業者との連携や新たなサービスを利用する際の調整など、今まで行政ではなかなか対応が困難だったケースも、専門性が高かったり、件数が多かったりということもございまして、そういったケースに対応していただいているということで、大きな役割を果たしているものと評価しております。

また、精神疾患を理由に長期入院中の方の地域移行につきましても、退院可能な方へのアプローチを続けておりまして、対象の方の地域移行に向けた意識の醸成が徐々にできつつあるということで、こちらも評価ができると思っております。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 今、お話を聞きまして、本当に様々な対応していただいたんだということが分かりました、感謝したいと思います。この予算は人件費がメインなのかなと思うんですけど、どのような体制でこの1年間回されたんでしょうか、伺います。

**○国頭分科会長** 仲田次長。

**○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 体制といいますと、まず、人的な体制からいたしますと、主に相談業務に関わる職員と、あと事務的なものを処理していただくということで、今年は委託をしております。人件費プラス事務費相当で750万の委託をしております。あと、地域移行に関わる部分につきましては、市内の法人から派遣という形で職員を迎え入れまして、これは市の職員の肩書を持って地域移行で病院との調整に当たっております。その負担金が500万、あとはもろもろの雑費ということで、決算額となっております。支援センター全体の体制としましては、相談支援が1人、あと地域移行に係る精神保健福祉士が1人、あと保健師と、私をはじめとする障がい者支援課の事務職も含めて、主なメンバーとしては7人から8人で会議というか、そういったところでいろんな問題について話し合っているところでございます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。この障がい者基幹相談支援センターの開設元年であったということなんですけども、どうして事務報告にまとめられなかったのかというところがすごく残念に思います。期待をしておりましたし、今説明を受けましても、物すごく様々なことに取り組みながら、地域福祉の総合相談の形にも大きな一つの在り方というもののヒントになるものじゃないかなというふうに思うんですけれども、これは事務報告にぜひ上げていただきたかった、上げなければならなかったことではないかなという点で、指摘をさせていただきたいと思います。地域力強化推進事業のコミュニティーワーカーが対応された福祉総合相談のまとめのところでも触れましたけれども、ぜひ相談員さんや保健師さん等が相談を受けられたこと、特に本人からの278件ってさっきおっしゃいましたでしょうか、それらにつきましてもしっかりとまとめていただきまして、重層的な総合相談支援体制に記録の在り方であるとか、記録の残し方であるとか、その保管や活用、共有の仕方等の新しい市のルールというか、形をぜひ検討していただきまして、この体制に生かしていただきたいというふうに要望させていただきます。以上です。

**○国頭分科会長** そうしますと、予算決算委員会の民生教育分科会を暫時休憩いたします。

**午前 11時58分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

**○国頭分科会長** それでは、引き続き予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

発言通告一覧表3ページ目になります。事務報告の153ページ、こころの広場についてを矢田貝委員からお願いいたします。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** まず、こころの広場の活動内容と、どなたがどのように支援に当たっておられるのかという点。また、その支援の内容について伺いたいと思います。

**○国頭分科会長** 仲田次長。

**○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** こころの広場につきましては、精神障がいがある方のデイケアという位置づけで、現在実施しております。体制につきましては、障がい者支援課の保健師3名、あと精神保健福祉士1名、そのほか精神保健ボランティアの方数名でお世話になっておりまして、実施しております。

内容につきましては、プログラムによっては、外部の講師をお願いしているものもありまして、栄養士さんとか音楽関係の外部講師をお願いして対応していることもございます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** もし、分かればですけども、参加人数、また参加者の方は、どのような診断を受けていらっしゃる方なのかということが、分かる範囲で教えていただければと思います。

**○国頭分科会長** 仲田次長。

**○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 参加者は、実人数が21名、延べで98名です。手帳の有無につきましては、21名のうち19名が精神の手帳を取得しておられます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 年齢的にはどういった世代の方になりますでしょうか。

**○国頭分科会長** 仲田次長。

**○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 年齢は、幅広い年齢の御参加がございしますが、

30代が3人、40代が3人、50代が3人、60代が8人、70代が4人の計21人でございます。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 広報については、どのようにされていますでしょうか。私は、ホームページでしかちょっと気づかなかったんですけど、そのほかにあればお教えてください。

○国頭分科会長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 ころの広場の参加につきましては、今まで参加していただいた方についての御案内と、あと精神保健のボランティアの方に郵便で御案内しているということがあります。あと、いいタイミングで広報の機会が設けられますと民生委員さんの会でお知らせしたりというようなことをしております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 それらの方にお知らせされた中で、口コミでこういった場所がありますよということで、参加者の皆様が広がっていくということなんでしょうか。

○国頭分科会長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 はい、実人数としては多くないんですけど、参加者の方のお友達が新たに参加されたりということで、じんわり広がっていているということです。体制的にもあんまり、50人、100人というような参加者ですとこちらも対応ができませんので、今の程度かなというふうに考えております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 在宅療養であるとか、ひきこもりがちな方というところの、そういった方々が行ってみようかなと思うような企画であるとか、ころの広場の広報の仕方っていうのをお願いしてみたいというふうに思います。その活動が一律的になると、逆にそういった方々の傾向として、そこにいづらいとか、個の空間というのも大事だと思いますので、ぜひ活動内容を限定しない緩い場所っていうところの捉え方も御検討いただきたいというふうに思いますし、また県であるとか、地域住民であるとか、民間事業者等との連携がさらに進んで垣根が低くなって、いろいろなところでそのような場所が持たれるような取組をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○国頭分科会長 続きまして、事務報告の153ページにあります、相談及び訪問指導について、同じく矢田貝委員。

○矢田貝委員 お願いします。事務報告の153ページにあるものなんですけれども、この報告いただいている電話、来所、訪問の実人数、実人員につきましては、まず重なっているものでしょうか。対象者の種別とか、どのような診断を受けられた方がいらっしゃるのか、またそこにいらっしゃる相談者の年齢等を伺います。

○国頭分科会長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 事務報告で上げております人数につきましては、重なっている部分もございまして。どのような相談があったかということですけど、いろんな生活上の悩みとか、あと就労についての不安とか、そういった御相談が多くありますし、あと本人や御家族さん以外の医療機関とか事業所から、こういった人がいるんだけど、どういう対応をしいのかと困っているというような内容もございまして。民生委員さんからの御相談もございまして。内容につきましては、一般的な日常生活の困り事から、

具体的にもう生活費に困っているんだというようなことまで様々でございます。私どももその相談に対して丁寧にお話を聞きながら、医療機関の受診をお勧めしたりとか、障がい福祉のサービスにおつなぎしたりということもありますし、庁内のほかの部署で担当しているいろんなサービスとか、そういったことで問題解決ができればということで、そういったところの連携とか、保健所、県や福祉サービスの事業所等との連携を図っておるところでございます。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 対応している方は保健師さんでしょうか、体制について伺います。

○国頭分科会長 仲田次長。

○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 失礼しました。対応は保健師がしております。3名でやっております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 相当数の相談を保健師3名で対応されるという、これは基本であって、課内で応援しながらされていることとは思いますが、この計画につながるまでの大変な状況にあるあらゆる相談だろうというふうに想像するんですけども、午前中も言っておりますけれども、そういった総合的な相談っていうのをしっかりと捉えて分析もしていただきながら、庁内の把握の仕方、支援の仕方っていうところにつなげていただきたいと思うんですけども、午前中に石橋委員もおっしゃったんですけども、保健師さんっていうところの数につきまして、地域を走る中の保健師さんっていうところで増えてきているんですけども、市役所にいらっしゃる保健師さん、また相談に当たるケースワーカーさん等の1人の対応するスキルといいますか、幅っていうのを見直すことによって、課にいらっしゃるそれらに当たる方々の業務以外にミックスしていくことができることで、人数を増やすということではない対応力の強化っていうのができるんじゃないかなというふうに考えてもおりますので、一番民間事業者にお願いをしていくところの前の段階で、支援につなげるまでの御努力が要るところの業務に当たると思っていますので、ここにつきましてはなかなか事業として取り組めるものではないかもしれませんが、保健師や相談員の人員増であるとか、またスキルアップ等につきましても、今後の体制強化を求めておきたいと思っております。以上です。

○国頭分科会長 次に、44ページ、事業番号88、地域福祉活動事業について、岡田委員。

岡田委員。

○岡田委員 令和元年度の市内にある一定程度の児童委員・民生委員の方がおられると思うんですけど、当初想定をしていた児童委員・民生委員の方に期待をしている、こういうお仕事をこの量でこなしていただきたいということと、結果として1年間、様々な地域の問題が複雑化したり、多様化したりというようなことが書いてあるんですけども、これは1年をトータルしてどうだったんですかね。この業務量をこの人数でこなすというのは難しいとか、こなすことができたとかっていう、その総括を教えてくださいたいと思います。

○国頭分科会長 塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 地域福祉活動事業といたしまして、米子市の民生児童委員協議会の

ほうに、高齢者世帯ですとか独り暮らしの高齢者などの実態把握につきまして委託をしているところをごさいます、現在は定数といたしましては338名いらっしゃいます。活動の主な内容といたしましては、高齢者や子どもに関する相談支援、地域での福祉活動、行事への参加をしていただいております、地域住民の身近な相談相手をごさいます、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を担っていただいているところをごさいます。最近では相談内容が複雑化や多様化をしております、一つの案件に長期間に関わるケースが増えてきているということは認識しているところをごさいます。それにつきましては、地域包括支援センターや一般相談支援事業所などの機関との連携を図りながら、活動を行っていただいているところをごさいます、活動の中で困難な事例があれば、民生委員の方がお一人で抱え込まないように、いち早く行政につなげていただくように取り組んでいるところをごさいます。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** そうしますと、令和元年度の中で何件かというか、何十件なのか分かりませんが、要は実際にはなかなか民生委員の方で処理するのが難しく、行政のほうにつながれたというような事案というのは、ある程度具体的に把握しておられるんですか、その件数の把握みたいなものはあるんですか。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 実態の把握につきましては、相談件数を活動報告として報告をいただいているところをごさいますし、個別案件といたしましては、地域包括支援センターが関わる相談事例などにおきましても、ケース会議などを開きまして相談の対応をしているところをごさいますけれども、そういった場にも民生委員の方にも御出席をいただいて、日頃の様子などを伺っているところをごさいます。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** 地域包括支援ということで、地域を包括的に支援していくということで、様々な取組を今しておられるわけですがけれども、基礎になっていくのはこの民生委員の方ですか、児童委員の方になってくると思うんですけど、何か基本的にボランティアの方ですよね。ボランティアの方にどこまでお願いをして、どこまで求めたらいいのかということは、やはりもう少し精査していかないと、そういった方たちの御好意の下で組織を回していくということになっていきますと、やはりかなり厳しい部分があるんじゃないのかなという気がしますし、現実にはやはり、解決しないといけない問題がなかなか発見できなかったりとかって言うことが、言ってもお仕事でやっていただくのと、ボランティアの御好意でやっていただくというのは、もともと全然違う話ですんで、やっぱり大きな地域を、地域包括支援というものを、当然自助というのが一番基本にあるとは思いますがけれども、やっぱり行政がどこまできちっと入っていけるのかというのは、やっぱり1年1年きちっと検証していただいて、民生委員の方、児童委員の方に求めるものもある程度もっと確定をしていく、できる人にはやってもらったらいいじゃないかということじゃなくって、確定をしていく作業で、やはりここから先は行政がやらなきゃいけないっていう線引きを、ぜひとも1年1年確かな形を出していただくように、要は、令和元年度と2年度で何か変わったところってあるんですか。例えば、民生委員・児童委員の方に、令和2年度は令和元年度のことを踏まえて、こういう違う、例えばやり方を求めていますとか、いや、もっ



とこういうことはしなくてもいいというふうにしていますとか、何か違っているのがあるんですかね。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 活動の内容につきましては、民生委員協議会の中でも話し合っただけのところでございますけれども、委員さんに御指摘いただきましたように、今後相談体制を、総合相談支援センターですとか、そういった体制づくりをしていく中で、やはり行政との役割分担といいますか、そういったところもきちんと考えていきたいと思っております。

○国頭分科会長 岡田委員。

○岡田委員 ぜひとも、よりよい地域をつくっていくためには、やっぱり市民の皆さんの好意にすぎる部分というか、自助でやっていただく部分っていうのはあると思うんですけど、民間と行政との関わり方、関わる形、関わる量とか、そういったものを1年1年きちっと精査していただいて、よりよい地域福祉につなげるように活動していただくように、これは指摘をしておきたいというふうに思います。

○国頭分科会長 次に、57ページ、事業番号113、敬老事業費補助金交付事業について、矢田貝委員、お願いします。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 この事業の今後の在り方につきまして、社協との協議であるとか、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会等で、いろいろと御意見も伺っておられると思うんですけれども、どのような意見が出ているのかということと、当局のお考えについて伺います。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 敬老事業補助金の検討状況についてのお尋ねでございますけれども、昨年度敬老事業の補助金の在り方につきまして、敬老会の主催者でございます地区社会福祉協議会へアンケートの実施を行いました。また、地区社会福祉協議会の会長会におきまして、意見交換なども行ったところでございます。主なものといたしましては、補助内容を見直しながら補助を継続すべきという御意見や、地域の実情に応じた柔軟な補助制度の創設を検討すべきとの御意見をいただきました。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定委員会におきましても、様々な意見はいただいておりますけれども、地域の特性に応じた補助金の在り方がよいのではないかと意見もいただいたところがございます。

当局の考えということでございますけれども、これまでは敬老会の開催におきまして、高齢者の社会参加のきっかけづくりとなりましたこととともに、地域の住民の高齢者に対する敬愛の気持ちの熟成が図られたと考えておりますけれども、参加者が例年減少しております、会員の2割と減少傾向にある事情もございまして、さらに、今年度におきましては、コロナ禍の開催ということで、規模を縮小いたしまして開催されたところもございまして、そういったことを勘案いたしましても、今後は日常的な高齢者の見守りですとか、社会参加の場が必要ではないかと考えておきまして、そういった場をつくっていくといいですか、地域の実情に応じた柔軟な補助金が望ましいのではないかと考えております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も柔軟に見直していかれたらいいというふうに思います。これは提案ですけれども、1,200万もの事業費でございます。静岡市が20歳以上の方にアンケートを取られました。今、市のほうでアンケートについては、地区社協の皆さんからのアンケートだったというふうに聞きましたけれども、個人を対象とした助成事業というものを縮小して、市全体の高齢者施策の充実を図っていくという方向に向かうことに対してどうなのかという捉え方を、広い世代に向かって問うてみるっていうときをどこかでつくらないと、それぞれの地域の実情に応じた補助の出し方っていう、その考え方が破れないんじゃないかなというふうに思いました、これは提案ですけれども、一度検討というか、アンケートを思い切って取ってみられるっていうのもいかがかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** ありがとうございます。今後の見直しの中で考えていきたいと思えます。

**○国頭分科会長** 次に移ります。90ページの事業番号179、シルバー人材センター運営事業について、矢田貝委員。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** シルバー人材センター運営事業と、3つ下がりました介護支援ボランティア制度事業のことについても併せて伺わせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

この現役世代を支える分野において、高齢者の方々がスムーズに就業できるような必要な知識や技術を身につけていただいて、安心して就業に進めるように技能講習であるとかスキルアップ支援を実施しているようなんですけれども、シルバー人材センターとして。米子市はその点にどのように関わっておられますか、まず伺います。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** シルバー人材センターが実施する技能講習等のことについてのお尋ねですけれども、シルバー人材センターが会員さんを対象とされた講習会につきましては、入会をされた後に会員相互による講習会なども実施はされておまして、ホームページのほうで紹介されている技能講習につきましては、シルバー人材センターへ入会し、就業を希望される方などを対象といたしまして、草刈りですとか剪定や介護補助の技能講習をされておりますが、こちらにつきましては、鳥取県のシルバー人材センターの連合会が実施されているようでして、直接市のほうで何か関わっているということはございませんけれども、高齢者の就労の機会を確保するということは、高齢者の社会参加を促し、生きがい対策につながるというふうに考えておりますので、もっと周知のほうを図っていきたいと考えております。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** ちょうど1週間ぐらい前でしたでしょうか。この介護関係の講習の新聞広告も入っております、タイムリーだなと思ったところなんですけれども、この事業概要に書かれておりますが、臨時的、短期的で高齢者にふさわしい軽度の就業支援という点についてなんですけれども、現在は、今課長がおっしゃったように、労働力の減少等によって人手不足であるとか、育児、介護等の現役世代を支える分野で、高齢者の皆さんが働く

意欲がある方々が、就労につながるような方向を支援するという方向に変化しつつあるように思うんですけども、その点の御認識は、私が考えるところはそうなんですけれども、どうでしょうか。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 委員さんのお話のありましたとおり、そのように市としてもしっかり支援をしていきたいと考えております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひとも社会のニーズと、県のシルバー人材センターのほうで、東、中、西で分かれていらっしゃる講習であるとか、スキルアップ支援とのマッチングを、ぜひ市が積極的に進めていただきまして、今以上に働く意欲のある方々の活躍の場を広げていただいて、人材育成の解消につながるようにしていただきたいというふうに要望したいと思います。

続いて、関連ですけども、介護支援ボランティア制度についてなんですけど、現在の登録者の活動状況についてお伺いいたします。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 介護支援ボランティアの活動状況についてのお尋ねでございますけれども、登録者の主な活動状況といたしましては、介護支援ボランティア活動の受入れ施設として、指定をいたしております市内にある介護保険施設などにおきまして、話し相手やお茶出し、レクリエーションの補助などを行っていただいております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 事業報告でいくと、164ページにあるところなんですけれども、今の活動の状況については、話し相手であるとかお茶出しであるとかというふうなことをおっしゃいましたけれども、介護支援ボランティアの活動の前には研修であるとか、確認事項等が必要でない範囲の活動をしていただいているという認識でよろしいのでしょうか。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 活動前の研修等につきましては、ボランティアを行う前に必ず各施設でオリエンテーションを行っていただいておりますので、その中で研修を、そこにはボランティアの方には参加をしていただくこととしております。

○国頭分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。具体的に手技の研修であるとかってというのが必要ではない範囲で、施設において介護支援ボランティアをしていただいているんじゃないかなというふうに理解をしておりますけれども、この事業費につきまして3万7,600円ということがあります。活動された方々には、最大5,000ポイント、翌年に交換できるというところがついてくると思うんですけど、その辺りについて少し説明がいただけませんか。

○国頭分科会長 塚田課長。

○塚田長寿社会課長 事務報告に載せております委託料につきましては、こちらはボランティアの事業につきまして社会福祉協議会のほうに委託をしておりますので、登録1件について470円を事務費としてお支払いをしているところでございます。実際ボランティアをされた方が、ボランティアポイントとして、1件につき1ポイント100円に換算をい

たしまして、年間5,000円を上限として支給するようになっておりますけれども、こちらは14万3,700円、54名の方に支給しております。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** それでは、この今、現在施設内の介護支援ボランティアなんですけれども、今後、活動内容の拡大であるとか、施設外の高齢者世帯への訪問等についての検討状況を伺います。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** ボランティア活動の内容につきましての拡大についてでございますけれども、昨年から永江地区で実施しておりますフレイル対策事業におけます、受付ですとか来場者の支援、体操の補助という活動につきまして、今までの介護保険施設だけではなくて、活動の場を広げたところございまして、今後フレイル対策事業を全市に展開をしていく中では、受入れ機関として拡大をしていきたいと考えております。なお、現在のところ、介護ボランティア制度の中での高齢者世帯での訪問活動というのは対象としておりません、こちらにつきましては制度を始める際にも議論されたところございまして、在宅でのボランティア制度という中では、本市のほうでは対象としておりませんが、高齢者世帯を支えるボランティアの必要性というところに対しましては、認識しておりますので、今後はまた研究していきたいと考えております。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** ぜひ研究をお願いしたいと思います。ボランティアというところでいきますと、在宅に向かうとやっぱりスキルの問題っていうのがあると思います。先ほどシルバ一人材センターの運営事業のところでも申し上げたんですけれども、働く意欲のある方への技能講習であるとか、スキルアップの支援っていうところにしっかりと意識を持って関わっていただくことで、ボランティアとしてではなくって、生活支援の人材として、元気な高齢者の方々が地域で活躍できる場が広がっていくんじゃないかなというふうに思います。介護支援ボランティア制度をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに今までもお願いをしてきたところでありますけれども、それにこの制度そのものにとらわれることなく、高齢者の方々の働く場の拡大と、現場で訪問支援、生活支援をする方々の人手不足の状況をしっかりとつかんでいただきまして、マッチングを今以上に強化していただくようお願いをしたいと思います。以上です。

**○国頭分科会長** 要望で、矢田貝さん。お願いっていうか、要望。要望でいいですか。

次に移ります。199ページの事業番号396、包括的支援事業について、岡田委員、お願いします。

岡田委員。

**○岡田委員** こちら、先ほども少し出ていましたけれども、この地域包括支援センターの相談件数等を見ますと、年々かなり数が増えているということで、こちらの今後の課題、方向性の中でも、多忙となっているというようなことはもうかなり認識をきちっとしておられるんですけれども、結果的に先ほど大橋次長の中では公民館単位でというような話もあったんですけれど、7つの地域包括支援センターということで、令和元年やられたわけなんですけど、やっぱり数を増やしていくほうが、基本的にはきめ細やかな対応ができると思うんですけれど、その辺りはどのように総括をしておられるのかをお聞きしたいと思

います。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 地域包括支援センターの運用状況についてでございますけれども、当初、中学校区に1つということで設置をいたしまして、スタートいたしましたときには11の中学校区にありました。いろいろな問題もございまして、現在は7地区に分けているという状況でございます。包括支援センターの職員の方の負担というものや、今は高齢者世帯も増えております。総合的に相談するような内容も多く、複雑化しておりますので、そういったことも認識しておりまして、令和元年度につきましては、基本委託料を増額いたしまして、これは対応経験のある職員さんを配置していただいたりとか、全国規模の研修に参加していただいたりということで、スキルアップを図っていただいて対応していただくように考えて行ったところでございます。ですので、今後もなんですけれども、実法人のほうのヒアリングなども行っておりますけれども、また法人の代表の方などともお話をしながら、実態を把握しながら、総合相談支援体制整備の中での総合相談支援センターの設置に向けた検討の中で、こういった配置がいいのかというようなところは、また委託の内容ですとか、人数については検討していきたいと考えております。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** これは、当初は11か所ということだったんですけれども、いろんなことで7か所ということなんですけど、これは例えばもう一度11か所に増やす作業っていうのはされたもんなんですか、そこはしてないんですか。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 当初11か所から7か所になりまして、その後また11か所に戻すというようなことでは、検討はなされておらないと思っております。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** 要は、その事業は特に地域に根差した事業を進めていくということですので、やっぱりその拠点の置き方っていうのは大きいと思うんですね。その中学校単位にやっぱり1つ必要なんだという考え方で当初始められて、実際にはいろんな受けてくれるとかくれないとかっていうようなこともあって7か所になったんだろうと思うんですけれど、やっぱり何ていうんですかね、地域に根差した形でやっていくということであれば、7か所を回されるのも非常に大変なんだろうと思うんですけれど、そもそもやっぱり先ほど言った、民生・児童委員さんたちの業務のことも踏まえて、拠点をきちっと11か所なら11か所置くほうが良いということであれば、その方向性もやっぱりきちっと堅持すべきだろうというふうに思いますし、今民間に委託をしておられる形ですよ。これ、行政が直接やったほうが良いじゃないかというような議論もあるんだろうと思うんですけれど、実際1年、令和元年度やってみられて、どんなもんですか。例えば職員数でいくと、もっともっと委託料を増やして、もっと何ていうんですかね、関わる人間を増やさないととても回らない状況なのか、それともある程度個々のスキルを上げれば何とかなるとい状況なのか、どういうふうに判断しておられますか。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 昨年度は、基本委託料の増額をいたしましたし、少し遡りますと、28年度には配置基準を1,000人に1人から、950人に1人にいたしまして、対応を

しているところでございます。昨年度、委託料を増額したばかりでございますので、その状況につきましては、しっかりと委託元の長寿社会課のほうで把握いたしまして、やはり職員さんも働きやすい環境づくりをすることが、市民の皆さんにとってもやはりそれが相談しやすい体制づくりであつたりしますので、考えていきたいと考えております。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひ何ていうんですかね、今やっている現状があつて、そんなに大きく増やすっていうのもなかなかできないとかつていうような感覚はおありなのかもしれませんけれど、やっぱり新しいことをやっていって、要は、新しい福祉の在り方というものを皆さんで模索しているわけですから、言い方が悪いですけど、予算が倍必要ですっていうようなことがあつたっておかしくはないと思うんですね。要は、行政ってどうしてもこう何か横並びというか、ほかの部署があんまり大きく増やさないと自分の部署も増やせないみたいな感覚がありますけれど、いや、そうじゃなくって、本当に必要なものには投じていく。本当に必要なんですということが、きちとした根拠の基に示していただければ、対前年比が倍になつたっておかしくないと思うんですよ。だけど、どうしても横並びの感覚でいかれるんで、ただ、本当に必要なものには必要なことに投じていくっていうことは、やっぱり行政っていうのはやっていかないと、実際に働いて携わっている方のところにだけどんどんどんどん負荷がかかってくる。結果的にはそれが生産性というか、効率性も駄目にしてしまつて、本来発生されるべきいいものも出てこないみたいなところがあると思うんで、ぜひ担当課として、やっぱり1年きちつと総括されて、いわゆる対前年比5%しか増やしちゃう駄目だとか10%しか増やしちゃう駄目だみたいなことじゃなくって、いや、倍必要ですか。そのためには、当然ですけど、スキルをアップさせていくとかつていうような教育も必要だと思いますけれど、そこはぜひやっぱり新しい福祉の形を模索しているわけですから、僕は担当課としてやっぱり強く実績に基づいて提示していかれるべきだろうというふうに思いますので、これは指摘とかということじゃなくって、ぜひそうしていただきたいということで、要望ということをお願いしたいと思います。

**○国頭分科会長** よろしいですね、要望で。

次に行きます。歳入歳出決算書の28ページの介護保険事業でありますけども、質問事項について漢字が違つていたようであります。訂正のほうをお願いしたいと思います。不納欠損の「不納」が能力の能でなくて、いとへんの納めるのほうに訂正をお願いしたいと思います。

伊藤委員、お願いします。

**○伊藤委員** 介護保険事業の不納欠損についてなんですけど、事業の安定的な運営のためにその要因と件数、割合についてお伺いしたいんですけども、この介護保険料は、年金等の収入から引き去ることができない収入の低い方の部分だと思つたので、致し方ないところはあつたと思つたんですけども、事業の安定的な運営のために伺いたいと思つた。その要因と件数、割合についてお尋ねいたします。

**○国頭分科会長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 介護保険料の不納欠損のその要因と件数のお尋ねでございますけれども、介護保険料の不納欠損につきましては、地方税法に基づく執行停止によるものと、介護保険法に基づく2年の時効により債権が消滅したものと、大きく2つに分かれます。

時効によるものにつきましては142件で、主な内容といたしましては、医療費の多額な支出や借入れ等の理由により納付困難となられた方を個別に判断いたしまして、処理しております。また、執行停止によるものにつきましては、納付義務者に滞納処分ができる資産をお持ちでない場合におきまして処理を行っているところです。

割合ですけれども、時効によるものは142件で、執行停止によるものは261件です。割合につきましては、執行停止によるものが261件で、滞納処分をすることができる資産がないと認められたものが176件で、約67%を占めます。次に、本人の死亡ですとか、相続人さんからの徴収不能と判断したものが38件で15%、生活保護を受給されたことにより徴収不能と判断をしたものが21件となっております。8%でございます。あと、居所不明により徴収不能のものが10件の4%でございます。

**○国頭分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 資産がないってところで176件、67%、一番大きいところだと思うんですけども、やっぱりそもそもが収入から落とすことのできない収入が低い方ということですので、そこはやっぱりきちんと踏まえられて、予防的に関わることはできないのかなと思っているんですね、制度につなぐだとか。もう後手後手に回って、最後不納欠損となるではなくって、その前に1回滞納になる、2回滞納になるというところに関わって、どうしても資産がないということはもう致し方ないと思うので、生活保護を受給するだとか、やっぱり制度につないでいただいて、安定的な事業運営にしていきたいと要望しておきます。以上です。

**○国頭分科会長** 次に、76ページの事業番号152ですね、公衆浴場確保対策事業について、石橋委員、お願いします。

石橋委員。

**○石橋委員** 公衆浴場の確保対策事業ですけれども、これは運営費などに助成が、補助がされているのにもかかわらず決算が予算額を大きく下回り、次年度の予算額が減額されているということについて、なぜかということをお尋ねするんですけど、昨年度の年度末、2月、3月頃というのは、聞き取りのときにやっていないですけど、新型コロナの影響なんかもあるんでしょうかね。

**○国頭分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 決算額の減額について、令和2年度の予算額についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては大きく2つ理由がございます。1つはいわゆる運営費について、当初4事業者に対して補助金を交付する予定でありましたが、1事業者、灘町の弁天湯さんが事業を廃業されたため、3事業者へ補助金交付を行ったものでございます。こちらが56万4,000円減額となっております。もう一つの理由でございますが、こちらは予算計上として、事業者が公衆浴場のエネルギー効率化を目的に設備整備する際に、費用の一部を助成する経費を省エネルギー施設整備事業費として予算化しておりますけれども、こちらについては実績がございませんでしたということで、100万円がこちら計上しております、合計156万4,000円、令和元年度の予算額と決算額との乖離がある理由でございます。令和2年度の予算額につきましては、1事業分の56万4,000円を減額したもので、100万円分につきましては、こちらは可能性として全くないわけではございませんので、予算計上させていただいているというところでございます。

あわせて、コロナ禍の影響によるものが何かありますか、この減額にというお尋ねですが、今御説明したとおり事業者数の減、いわゆる一つの事業費の見込みがなかったということでございますので、コロナ禍の影響というのは関係ございません。以上でございます。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 単純な質問でしたので、よく分かりました。今、都会では銭湯ブームとかもあるんですけど、こちらのほうでは、銭湯ブームも都会ではありますが、こちらのほうではなかなか大変なんだなというふうに理解しました。

**○国頭分科会長** よろしいですか。

続きまして、82ページ、事業番号は164、がん検診事業について、岩崎委員。

**○岩崎委員** それでは、がん検診事業についてお尋ねいたします。さらなる受診率の向上に向けてということでお尋ねしたいと思います。

本件は、平成30年度の指摘事項にも上がっておりまして、それも参考にしながらお答えをいただきたいと思っております。依然として、受診率がなかなか上がってこないということでございます。私のほうからは、この受診に関しての事業期間について主に質問いたしまして、その後、門脇委員のほうから総括的な質問があると思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、お尋ねをしたいのが事業期間であります。事業の成果に書いてありますとおり、胃がん、肺がん、大腸がんは7月から12月まで、女性に関するところで、乳がんと子宮がんは7月から1月までと、本市はこのように事業期間を定めております。そこで、鳥取県西部の近隣の9市町村まではいいんですけれども、主立ったところの受診率と、それから事業期間について、分かる範囲でちょっとお尋ねをしたいと思っております。どうなっているでしょうか。

**○国頭分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** そうしますと、県内西部地区市町村の実施時期についてでございますが、境港市さんにおきましては、がん検診は8月から2月の実施ということになっております。あと、その他の町村、それぞれ全ての町村を細かくは言いませんけれども、その他の町村につきましては、検診の種類によって期間は様々でございます。6月から2月という期間が限定してあるところや、4月から3月と通年で行っているところもございます。こちらは、例えば日南町さんや江府町さんといった人口の少ない町によりましては、通年で実施しているようなところでございます。以上でございます。

**○国頭分科会長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** ここで言えば、境港さんをちょっと捉えてみたいと思うんですけども、事業期間は8月から2月までということでございます。私のほうが話を伺っているのは、例えば事務的に若干煩雑になってくると、受診をしたいのだけどっていうことで、いや、おたくは米子市在住ですか、境港市さんですかみたいな話で、ちょっとそこで煩雑になるということもどうも指摘があったみたいです。ただ、西部医師会のほうで、米子市のこういうような、これまでの答弁も米子市は12月までというところで刻んでもらって、結構ですって言われたのかどうなのか分かりませんが、そういったこれまでの答弁もありますが、なかなか、例えば境港市さんとか、大山町さんとかとなかなか近隣のところとは一体



になれないという理由は何なんでしょうか。お尋ねします。

○国頭分科会長 中本課長。

○中本健康対策課長 今、岩崎委員もおっしゃられましたけども、米子市におきましても、まず西部医師会との協議というものを重視しております、じゃあ西部医師会との調整の中で、他市町村となぜ足並みがそろわないかというところでございますが、先ほども答弁しましたけども、一つは大きくは人口のことがあろうかと思えます。米子市は、当然人口が西部地区でも突出しておりますので、そこら辺で、出納整理期間に事務処理が終わらないというような、3月ぎりぎりまで接種をした場合に人口的なもので、そちらの調整ができないというような場面、あとはインフルエンザの予防接種の期間が、重なりますので、そういった期間で西部医師会内の、米子市管区内の、例えば小児科さんも含めてですけども、そういう各個々人の医療機関との調整の中からそういう時期にさせていただいているというところでございます。

○国頭分科会長 岩崎委員。

○岩崎委員 これまでの答弁とあんまり変わらなくてあれなんですけども、もう一点は、女性特有のがんに関して、子宮がんと乳がんですか、これが1月までと改正されたという、その辺の背景を教えてください。

○国頭分科会長 中本課長。

○中本健康対策課長 女性特有の子宮頸がん、乳がんについてのお尋ねだと思います。まず、子宮頸がんにつきましては、こちらが予約自体を取らないで受診をするというような形態になっておりますので、そこら辺の配慮から医療機関さんの御厚意もいただきまして、1月までというところでさせていただいております。もう一つ、乳がんにつきましては、こちらはもともと医療機関の受入れ数がほかのものと当然少のうございますので、その観点から12月に駆け込みがとても多いという課題がございまして、そこら辺の解消から、1月まで医療機関の協力を得てさせていただいているというところでございます。

○国頭分科会長 岩崎委員。

○岩崎委員 指摘として、せめて胃がんとか肺がん、大腸がん、そういったものも女性特有と合わせた形で、1月までできないものかということも指摘しておきたいと思えます。女性のがんについては、実態はできたわけでございますし、12月の駆け込み需要というのにも対応できたということであれば、ちょっと事務的に相当煩雑になるのかもしれないけども、受診率のさらなる向上に向けてという観点で言えば、やってみる価値はあるんじゃないかなというふうに強く指摘をしておきたいと思えます。私のほうからは、以上でございます。

○国頭分科会長 続いて、門脇委員。

○門脇委員 がん検診につきましては、本会議で今城議員も取り上げられておりましたけれども、私のほうからも質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、事務報告を見ますと、検診で発見されたがんの疑いがある人、あるいはがんであった人の数値が示されておりますが、受診率のようにパーセントで表記していただければより分かりやすく、検診の重要性も理解していただければ、また受診率の向上にもつながっていくんじゃないかと思えますが、見解をお伺いいたします。

○国頭分科会長 中本課長。

○**中本健康対策課長** 今、門脇委員、おっしゃるとおり、事務報告という観点からいいますと、事務報告だけではないですけども、分かりやすいという観点から受診率についても検討させていただきたいと思います。

○**国頭分科会長** 門脇委員。

○**門脇委員** よろしく願いいたします。

次に、ここ数年、がん検診の受診率が横ばい、あるいは下がっているものもございしますが、令和元年度につきましては受診率の向上のためにどのような対策、あるいは啓発活動を講じられたのかお伺いしたいと思います。また、平成30年度の決算審査指摘事項に対しましての、現在の処理状況についても併せてお伺いしたいと思います。

○**国頭分科会長** 中本課長。

○**中本健康対策課長** 受診率向上に向けました取組についてでございますが、令和元年度におきまして、まず御説明させていただきます。

令和元年度は、市報、ホームページでの啓発のほか、乳幼児健診で女性のがん検診の啓発のチラシの配布、協会けんぽと共同し、新聞折り込みチラシの作成、保健所と企業訪問、地区保健推進員と共同し、大腸がんクイズ等の啓発を行ったところでございます。それを踏まえまして、決算審査指摘事項におきましての取組についてでございますが、実際として、令和元年度は、その前の年度と同じレベルの受診率向上の取組であったと感じております。今年度、令和元年度におきまして指摘事項も含めまして、新たに各中学校区に配置されました地区担当保健師により、直接地域に出向いて、様々な機会を捉えて周知をするという試みを新しくしているところでございます。

また、医療リテラシーの向上普及とともにがん予防につながる生活習慣の大切さや、症状がないときにこそ検診を受診し、早期に発見することの大切さ、治療の方法などを市報で、今後特集号を組みまして、ホームページなども含めて市民に分かりやすい広報を、併せてしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○**国頭分科会長** 門脇委員。

○**門脇委員** ありがとうございます。そこで、ちょっと聞きにくいことも聞きたいなと思っております。この決算審査指摘事項に対しましての処理状況ってということがここに記されておりますが、その中で、令和4年度のがん検診受診率の目標数値というのがございまして、これは国や県が50%というふうになっておりまして、本市もこれに準ずるということだったと思いますが、まずこれが非常に現実的なのかどうかということも思っております。それに対して令和2年度の本市の目標が0.3%の受診率の向上を目指すと、こういうことになっておりますが、仮に50%を目標ということになりますと、ちょっと計算しますと60年以上、このままでいくとかかるような計算になると思うんですけども、このところに対するちょっと本市の考え方というものをお聞きしたいと思います。

○**国頭分科会長** 中本課長。

○**中本健康対策課長** 今、御指摘のありました目標値との乖離についてでございますが、健康対策課としても内部で協議しているところでございますが、国、県が示す50%というこの目標値と、現時点での受診率との乖離の相当数のところでございますが、相当数があるのですけれども、50%という国、県の目標値を、米子市独自で目標値を立て直すということ自体がどのようなものかということをお伺いしたいと思っております。

が合理的だ、エビデンスが立つようであれば、50%ではないものに切り替えたいというところはございますが、現時点におきましては、国、県の50%というものに少なからず向かっていきたいと。それに対して、0.3%の向上目標では到底追いつかないんじゃないかというところの御指摘だと思いますので、そこら辺につきましても、一足飛びに10%、20%というところにはなかなかならないかもしれませんが、そちらについてもどのような方策がというところを詰めていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○国頭分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 今までのところで質問させていただきました中では、様々な啓発、あるいは受診勧奨に取り組まれていることがよく分かりましたが、それでもすぐすぐに結果が出るものではないとも思っております。令和元年度の決算時では、受診率の目標数値と実績数値とでは大きな開きがございますので、つまりここ数年の受診率は低い水準のまま移行しておりますので、ここ一、二年といいますか、数年では目標数値をクリアできない現状を鑑みれば、長期的また短期的な目標数値をきちんと設定していただきまして、目標数値に向かつて様々な機会を捉えて、さらなる啓発、あるいは受診勧奨に努めていただきたいと思っております。このことを今年もまた指摘させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

**○国頭分科会長** 指摘ということで、次に移ります。

4ページの85ページ、事業番号170、インフルエンザ予防接種事業について、石橋委員、お願いします。

石橋委員。

**○石橋委員** 助成について伺います。対象者の64%の接種率というのは、多いと言える数字ではないのではないかとこのように考えますが、接種の補助の期間について、本市は11月1日から1月31日ですけれども、10月開始の自治体も多いです。また、3月31日までというところもございます。10月1日から3月31日とすれば接種率も上がるのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

**○国頭分科会長** 中本課長。

**○中本健康対策課長** 接種時期についてのお尋ねでございますが、本市におきましては、今年度につきましては11月1日からの実施期間を、10月19日から1月31日までの実施期間に変更させていただきたいと思っております。これにつきましては、今、石橋委員の御指摘がありましたように、国の早期接種の動向についてございましたように、そちらを踏まえて西部医師会とも協議した結果、10日前後早めて実施する方向で調整したいというふうに考えているところでございます。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 新型コロナの第三の波というのと、インフルエンザの流行が重なったらどうなるのかという心配が今いろいろ言われております。ワクチン接種の助成期間を早められるというのは、その意味でもいいというふうに思いますが、後のほうの期間を延ばすというのはやはり無理なんではないでしょうか。これも西部医師会との協議の上で決められているというふうには聞いていますけれども、期間が短いとどうしてもその間に風邪を引いてしまったからちょっとインフルエンザの予防接種はできんわとか、いろんな状況があつてできない

人も出てくるかとは思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○国頭分科会長 中本課長。

○中本健康対策課長 こちらにつきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、西部医師会との協議というか、考えも重視したいというところで、この期間で接種時期をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 希望としましてはそれも検討していただきたいと思いますが結構です。

○国頭分科会長 よろしいですか。

○石橋委員 はい、よろしいです。

○国頭分科会長 次に移ります。

事務報告の177ページ、おとなの風しんワクチン接種について、石橋委員、続いてお願いします。

○石橋委員 大人の風疹ワクチンの接種について、接種率についてですが、全額または一部助成なんですけれども、接種が239件と極めて少ないのではないかとというふうに思いますが、これについてはどのように広報をされているのか、お知らせが行き届いているのか伺います。

○国頭分科会長 中本課長。

○中本健康対策課長 広報についてのお尋ねでございますが、広報よなごをはじめ、市のホームページを通じて広報活動を実施しているところでございます。先ほどのがん検診の質問とも同様なんですけれども、令和元年度までの広報の仕方から、今年度におきましては新たに各中学校区に配置されました地区担当保健師の直接的な啓発活動、あとは医療リテラシーの観点に加えまして、医療機関により一層の制度啓発の協力を求めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 この件はそれでよろしいですが、続けて、関連しまして、次の風しん追加的対策について伺います。

○国頭分科会長 お願いします。

○石橋委員 これが7,485人にクーポン券を送付されたのですが、抗体検査を受けられたのが1,544件で接種は381人というのはやはり少ないと思いますが、なぜだろうかということ伺います。

○国頭分科会長 中本課長。

○中本健康対策課長 風疹の追加対策についての実施事業に関してですけれども、数について少ないんじゃないかというお尋ねでございますが、こちらの仕組みが法定予防接種として接種の機会がなかった年代の男性を対象に、風疹抗体検査、抗体検査をまずしてくださいということで、抗体検査をして抗体価が低い場合には予防接種が無料で受けることができる事業となっております。ですので、抗体検査をして高い方は除外となるわけですので、数的にかなり低いというところの御指摘ではございますが、仕組みがまずそもそもそういう形になっているというところを御理解いただきたいというところがあります。それを踏まえた上で、数についてもっと上げるべきではないかというところにつきましては、先ほどの答弁と同様に、様々な啓発活動を展開していきたいというふうに考えているところで

ございます。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 妊婦さんが感染したときの胎児に与える影響が本当に大きいので、この風疹のワクチンについてはしっかり広報していただきたいというふうに思います。以上、要望で終わります。

**○国頭分科会長** 次に移ります。

73ページ、事業番号146、あかしや運営事業について、岡田委員、お願いします。  
岡田委員。

**○岡田委員** この事業報告を見させてもらって、児童発達支援センターとなっておりますけれども、この児童発達支援、当然専門的見地等が必要になってくるんだと思うんですけど、かなりの親御さんたちからのいろんな意見もあったと思うんですけども、そこをどのように1年間の総括をしておられるのかをお聞きしたいと思います。

**○国頭分科会長** 松浦こども相談課長。

**○松浦こども相談課長** あかしやにおけます児童発達支援における専門家の配置の総括というお尋ねかだと思います。あかしやにおきまして、子どもの課題に合わせました機能訓練を行うために、保育士以外の専門職といたしまして、日常生活における基本動作等に係ります支援を行う作業療法士と、言葉や口腔機能に係ります支援を行っております言語聴覚士を雇用しているところでございます。特に、言語聴覚士につきましては保護者の方のニーズも高く、子どもたちへの支援の必要性を認識しておりまして、平成30年度と比べまして、31年度、令和元年度につきましては、支援に入らせていただいております時間数を増やしていただいたところでございます。

また、昨年度につきましては、後半から鳥取大学の附属病院の子どもの心の診療拠点病院推進室と連携いたしまして、子どもたちの発達の状況に応じた支援につきまして、継続的に心理士を派遣していただき、あかしやの職員に対して助言、指導を実施してもらったところでございます。あわせまして、今年度につきましてですけれども、児童の発達支援につきましては、こども相談課の心理士の職員をあかしやにおきまして計画的に勤務してもらって、職員に具体的な助言を行ってもらっておりまして、職員のさらなる専門的スキルの向上を目指しているところでございます。以上です。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** こちら、児童発達支援センターということでございますので、親御さんもやはりただ単に預かっていただくということだけじゃなくって、先ほどおっしゃったように言語聴覚士の方であるとか作業療法士の方によって、子どもたちの、例えば本来できなかったものができるようになるというようなことにもう少し力を入れていただきたいという希望があるのは当局の皆さんもよくよく御存じだろうと思いますんで、やはりこの1年間を振り返ってみられて、保育士さんの、いわゆる、何ていうんですかね、職員に対する指導、研修ということも必要だと思うんですけども、やはり本来的に専門職の方を配置すれば時間をもう少し延ばす、そういうお母さん方からの声があるというのはよくよく御存じというか、認識をしておられることでいいんですよね、いかがでしょうか。

**○国頭分科会長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** 先ほどちょっと答弁の中で漏らしておりましたけども、今年度に

つきまして、その必要性を認識している中で、特に言語聴覚士さんの需要っていうのが保護者の方の御意見で多いものですから、この31、令和元年度に比べまして、さらに子どもたちへの携わりの時間数について増やしていただいているところがございます。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** 当然、保育士さんがおられるわけですけども、保育士さんどうしても障がいのある子どもさんたちですと手がかかる部分もあって、仕事としても非常に大変だというふうに聞いておまして、その中で発達支援ということをやっていくというのもまた非常に大変なんだろうというふうに思いますので、やはりそこは専門的な資格を持った方にやはりもっと来ていただいて、その児童発達支援という部分をぜひとも強化をしていただくように、ここは親御さんたちからの声も非常に強いものがあるというふうに私も聞いておりますので、そこはぜひ改善をしていただくように指摘をしておきたいというふうに思います。

**○国頭分科会長** 次に移ります。

74ページ、事業番号148、家庭児童相談室運営事業について、岡田委員、引き続きお願いします。

岡田委員。

**○岡田委員** こちら、ぱっと見といいますか、件数そのものは年々、平成29年から減っておりまして、決算額が増えているという形になっているんですけども、相談件数が減って決算金額が増えているというのは何か要因があるんでしょうか、いかがでしょう。

**○国頭分科会長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** この74ページの148、家庭児童相談室の運営事業の相談件数と、それから決算額というような形でのお尋ねかと思います。この右側のほうの家庭児童相談室の新規の相談件数といいますのは、実を言うと28年度が出ておりませんが、28年度以前はもう少し少ない件数でございます。実際、昨年度が398件という形で、件数からすると減っているというよりも、ある程度多い段階で推移しているというような形で考えております。左側のほうを見ていただきますと、この要保護児童対策地域協議会の継続支援ケース数という形での、年度末時点という形でのケース数を載せております。これにつきましては、29年度、30年度という形で上がっておりますが、昨年度、31年度、令和元年度につきましては、年度末段階で減っております。これにつきましては、先ほど委員さんがおっしゃっております、決算額のほうで数値が上がっているという形はございますけども、この家庭児童相談室のいわゆる体制といたしまして、30年度から31年度、元年度になる年度当初にこの家庭児童相談室で、実際、各相談件数のほうの支援のほうを行っております家庭相談員、こちらの家庭相談員を1名、昨年度当初から増員しております。この1名増員したことによりまして、年度末の継続支援ケースの数が減っているといいますのは、この支援をしておりますケースを例えば終結するためには、関係機関と調整の会を行って、仮に終結をした後でもどのようなそれぞれの機関が支援に携わっていくのか、特に中心となる一番見ておられる支援機関のほうで、終結はしてもこの辺についてはお願いしますよというような形での、終結に向けてのケース会議っていうのをを行うんですけども、昨年度、結局1名家庭相談員が増員されたことによりまして、結局その辺がちょっと進めることができたというような形で年度末のケース数というのが減って

いるということでございます。ですから、この決算額の中で30年度から令和元年度につきまして金額が上がっているというのは、その1名の家庭相談員の人件費という形で御理解いただきたいと思っております。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** そうしますと、継続支援の数というのが出ているんですけども、逆に言うと年内に解決ができればそっちの数には出てこないということで、それが先ほどおっしゃったように、令和元年度において人員を増強することによって、きちっと問題解決をすることができた数が要は増えたから、継続支援数は減らすことができたということだと思っておりますけれども、当然扱っておられる問題は非常にナイーブといいますか、非常に難しい問題が多いんだろうというふうに思うんですけどどうでしょう。令和元年度において、マンパワーとしてできることなら継続支援じゃなくて新規に発生したものは年内に解決をするということが最も望ましいんだろうと思うんですけど、人間の数をある程度増やすことができれば、もっともっと数が解消できるものなのか、それともやっぱり人の数の問題ではなくって、例えば質の問題であるとか担当する人間のノウハウだとか、そういう教育された人間がやるかどうかというふうな問題なのか、その辺りはどういうふうに分析しておられるんでしょうか、いかがでしょう。

**○国頭分科会長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** 今、岡田委員さんのほうの御質問の中で、例えば人数がどんどんどんどん増えれば、この年度末の件数がぐっと減るんじゃないかというような御意見がございました。確かに、この終結に向けてのしつこいようなケースであれば終結をして件数が減るといふ形はございますけれども、基本的にこの家庭児童相談室の要保護児童対策地域協議会が抱えておりますケースといいますのは、ある程度年数がかかって、その対象となりますお子さんの支援、いわゆる子どもの最善の利益がある程度担保できるようなところまで継続した携わりをするケースというのはたくさんございますので、人数さえたくさんいけば、いわゆる本当にこの継続ケースがぐぐっと減るかっていうとそういう形ではございません。ただ、右側のほうに記載しておりますように、新規の、結局相談件数っていうのもたくさんございます。これは、高い段階で件数っていうのが相談件数でございますので、ですから、委員さんおっしゃるように、このマンパワーっていうのは必ず必要だと認識しておりますし、ケース自身も様々なケース、それから、いわゆる何ていうんでしょうか、かなり関係機関、特に児童相談所を中心とした関係機関と連携していかないようなケースっていうのがございますので、マンパワーは必要だという形で認識してございます。以上です。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** これ、当局のほうも出しておられますけれども、これからどんどんどんどんICT化が進んで人工知能等を使っていけば、行政サービスのある一定部分に関しては人が関わる必要がないという部分は、多分必ず相当程度出てくるんだろうと思うんですけど、当面の間この業務に関しては、やっぱりそういった代替が多分利かない業務だろうというふうに思っておりますので、逆に言うと、やっぱりさっきからお話しさせてもらってますけど、やっぱり働く人のモチベーションとか働いている人の心の問題とかっていうところもやっぱりきっちり考えていかないと、継続して働くこともしづらいというか、ああい

う業務になってくるんだらうと思いますんで、やはりそこら辺りは担当課のほうで担当課長がやっぱりきちっと把握をされて、先ほどおっしゃったように、人間をたくさん増やせばどんどん解決するものじゃないというふうにおっしゃいましたけれども、やっぱりある一定の人数をきちっと確保されて業務を回していくということは必要なんだらうというふうに思いますんで、ぜひともその辺り私のほうで指摘して要望させてもらいたいというふうに思います。

**○国頭分科会長** 続いて、81ページ、事業番号161、こども総合相談窓口運営事業について、矢田貝委員、お願いします。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** この件につきましては総括質問の中でも聞かせていただいて、答弁をいただいたところなんですけれども、この総合相談窓口っていうのが期待されるところの一つに、横のつながりというところで、今現在の支援機関を広げていくというところが一つとしてあると思うんですけれども、その点どのような総括をされていらっしゃるのか伺います。

**○国頭分科会長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** こども総合相談窓口の横の、いわゆる他部局、他機関との連携についてというお尋ねかと思います。こども総合相談窓口につきましては、子どもに関わります様々な相談に対応いたしまして、妊娠期からおおむね学齢期までの相談者の方々の不安や悩みに寄り添い、切れ目のない支援に努めてきておりまして、これまでこども未来局を中心といたしました福祉保健部や教育委員会などの庁内各部署や、医療機関や児童相談所等の外部機関と連携いたしまして支援を行っているところでございます。この関係機関との連携につきまして、適切な連携をすることによりまして子どもに対する様々な相談に対応しているところでございます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 連携においては、情報の共有っていうのは何かルールがあったんでしょうか。

**○国頭分科会長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** 情報の共有ということについてのお尋ねということでございます。先ほど岡田議員からの御質問でありました、家庭児童相談室という形で扱っておりますケースですと、例えば保護者の方の同意がない場合という形につきましても、結局それぞれの関係機関が守秘義務を守りながら結果的に情報共有をするという形でございますけれども、今回のこども総合相談窓口の件に関しては、大概相談者の方が保護者の方であったりする場合ということでございますので、基本的にこのいわゆる関連する機関が、もちろんその中での、結果的に情報共有の部分というのは守秘義務を持ちながらではございますけれども、当然保護者の方のいわゆる同意があるものですので、基本的にその情報については共有ができるような形で進めているところでございます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 同意があるなしっていうところは、相談のときにどういった一言を添えているかっていうところでもかなり違うと思いますし、記録の取り方の、そのペーパーに何が書いてあるのかと、一文があるかないかみたいところでクリアしていけると思うので、



そんなに心配を私はしなくてもしっかりと行政の中でつながっていくってところはお願いをしたいと思っているんですけども、もう一点、違ったところの横のつながりというところで行くと、相談を受け付けた職員の方々が必ずしも1人ではないわけですので、その辺を支援者の方々の中でどのような共有、適切な支援につなげていくことができるのかというところは、ルール化されているものがありますでしょうか。

**○国頭分科会長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** 今、この総合相談のほうで受け付けたケースについて、議員さんのほうがおっしゃるように、支援をする様々な職種の職員がおりますので、当然その総合相談窓口で受けた相談案件につきましては、係内のほうで、いわゆる内容につきまして、場合によってはもちろん協議をすることもありますが、最終的には記録というような形で係内共有も実施しておりますし、あと家庭児童相談室のほうでの関わりっていうことも連携がございますので、家庭児童相談室のほうにも同じような形で情報共有のほうをさせていただいているところでございます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。横というところでしっかりと連携ができていると思うんですけども、今度は縦で、発達段階によって切れ目のない支援を継続していくってところで伺いますけれども、総括質問のときにこども未来局長の答弁であったと思うんですけども、年代別で聞いたときに18歳以上の方の相談も含めて結構多い数を報告いただいたというふうに思うんですけども、このところがすごく切れ目のないってところでは大事ではないかなというふうに思っておりますけれども、この支援の継続性というところについてはどのように取り組んでいらっしゃるのかというのを、まず御報告いただけますでしょうか。

**○国頭分科会長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** 先ほどの横の連携だけでなく、今議員さんがお尋ねなのは縦の、いわゆる切れ目のないというような形でのお尋ねじゃないかと思っております。この発達段階におきまして、こども総合相談におきましては、支援を行います関係機関の部署とか関係機関がもし変わっても、その都度連携して支援が途切れないような形で連携して、支援が継続して行われるような形に努めているところでございます。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。こども総合相談窓口運営事業というのは、本当にこれからどんどん、もっともっと市民の方に広がってほしいというふうに願うところなんですけれども、地域をつないでいくというところで、汗をかいていただく課というところでは、福祉政策課が地域展開を、地域住民の方の力を引き出しそれをつなげていけると思うんですけども、私はこのこども相談課の方々の役割っていうのは、庁内、支援する側の、行政の側のネットワークをつくっていくってところでは大変な役を担っていただくところじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも今日、再三にわたっておりますけれども、様々受けた相談窓口によって違った報告であったりとか違った記録がなされるのではなくて、どのように行政機関の中でその情報を共有して支援に漏れがないようにしていくのかというところについて、今後しっかりと、よりこども総合相談窓口の充実を目指す中で頑張っていたいただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

以上です。

**○国頭分科会長** 次に移ります。

63 ページ、事業番号 126、放課後児童対策事業、なかよし学級について、先に伊藤委員、お願いします。

**○伊藤委員** まず、決算額についてですが、補正により増額されましたけれども、当初予算額を下回る決算でございました。その理由についてお尋ねいたします。

**○国頭分科会長** 池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** まず、補正をした理由についてですけれども、3月に国の新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の施策によりまして、まず小学校の休業、これに対応して、なかよし学級を午前中から開始をいたしました。また、緊急学童教室ということで、こちらのほうも子どもさんをお預かりするってということで運営をしております、そちらのほうの経費として1,524万2,000円、それから感染症の対策経費として1,150万円、計2,674万2,000円を補正しております。そのうち感染症対策経費につきましては、予防に資する物品、マスクや消毒薬などですが、これは年度内に調達することが全国的に困難な状況でございました。それで、国においては、最初から繰越しを想定した予算というふうにしておられまして、本市においても同様にしたものでございます。

また、緊急学童教室の実施に当たりましては、なかよし学級の指導員やパート職員の雇用というものを想定して予算を計上しておりましたけれども、急な開設だったことから大幅な人員不足が生じまして、こちらに対しては教職員の皆様の御協力や市の職員の動員で対応することといたしましたことで人件費の部分で執行残が生じたものでございます。

**○国頭分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** このコロナ対策では、緊急時に本当に丁寧な対応を一生懸命やっていたなと評価いたしますが、できれば例外的なことがあれば、この決算書類に記載をしていただくとより丁寧かなと思いました。

次に、各学級の申込み状況と待機児童数についてお尋ねしたいと思います。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** なかよし学級の待機児童数ですが、5月1日現在で46名ございました。校区別に申し上げますと、尚徳校区ほか8校区では待機児童は発生いたしませんでしたが、箕蚊屋校区で7名、就将校区で6名、住吉、河崎で5名など待機児童が発生しているところでございます。

**○国頭分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 次に、なかよし学級自体が就労等により昼間保護者のいない家庭が、今、米子市は一般的になっていると思うんですけども、その対策の事業ですので、いま一度丁寧な検証が必要ではないかなと思っているんですね。さっきおっしゃられたように、学校によって地域によって待機児童数があるところとないところがあると思います。また、住吉なんか県で一番大きな児童数ですけども、本当に数名なのかなというふうに思います。もう既に1年生しか入れないとか、兄弟では入れないってというようなことで控えてらっしゃる、民間に仕方なしに行ってもらっちゃう方もたくさんいらっしゃるのではないかなと思っております。コロナ禍に合ったように、学校等と学校がより協調して児童の放課後の過ごし方を考えるべきであると思っておりますけど、所見を伺いたいと思います。学校とより連携

して児童の放課後の過ごし方っていうのを、改めて考えるべきではないかと思いますが、御所見を伺いたいと思います。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 放課後児童対策事業に加えまして、国のほうでは放課後子ども教室っていうものの実施っていうのを推奨されていらっしゃるっていうことは認識しておりますので、教育委員会と学校のほうともいろいろ協力して進める方向でいきたいというふうに考えております。

○国頭分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひお願いしたいと思います。先ほども申しましたけれども、各学校の受入れ数と、また待機児童数の整合がないですよね。例えば崎津は2クラスになって、多分80名くらいだと思うんですけども、児童数としては少ないというところや、住吉は施設でもなくきちんとしたなかよしの教室でもないところに40人いて、それでも待機児童がたくさん出ているというところ、各学校、なかよし学級のそもそもの、各学校に1教室ずつっていうところが、もう崩れてしまっていると思うんですね、なので、整合性がなくて計画的な配置ができていないということは指摘しておきたいと思います。

さらに、なかよし学級は独り親、低所得者、また兄弟で減額というところがございますよね。だけれども、当然ですが民間はそういう減額ということがございません。どうしても致し方なく民間に行かざるを得ない方でも全く減額がないというところ、不公平が生じているのではないかなと思っております。そこはぜひ検証していただいて是正していただきますように指摘しておきます。御所見があればお願いしたいと思います。

○国頭分科会長 どうでしょうか。いいですか。

○伊藤委員 いいです。

○国頭分科会長 そうしますと、続いて、岩崎委員、次の民間児童クラブも一緒にですか。

○岩崎委員 はい、そのつもりです。一緒にさせていただきます。

○国頭分科会長 お願いします。

○岩崎委員 今の伊藤委員の指摘、全く私もそのとおりで思っていてまして、今の指摘をまず1つは指摘をしていきたいと思います。特になかよし学級と、あと民間の放課後児童クラブとの関係性みたいなところをちょっと私は聞いてみたいなと思っています。

まず、この決算の63ページと64ページ、それぞれで待機児童の表記が、民間児童クラブだけ表記してあるということであれば、なかよし学級はさほど待機児童というのは、定員にいっぱいいっぱいになっているのがほとんどで、定員に満たないところもある。一方、民間は、やはり待機児童としてカウントされている、みたいなことがあってこういう表記になったのかなというふうに思うんですけど、ちょっとそこら辺のその見解をいただきたいと思います。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 127の放課後児童対策事業のほうに載せております待機児童数は、これはなかよし学級の待機児童数でございます。先ほども伊藤委員の質問でお答えいたしましたけれども、校区によって待機児童の数っていうのは少しばらつきがありまして、特に児童数の多い学校につきましては待機児童が多いというような傾向が出ております。

○国頭分科会長 岩崎委員。

○岩崎委員 僕が問いたいのは、その関係性の中でどう考えているのっていうところなんですけど、本市が持っているなかよし学級は取りあえずいっぱい機能していると、ほぼほぼ機能していると。足りないところを、年々その需要もまた高まるところで民間のほうのお力をおかりしてどんどん民間が増えてきている。増えてきてるんだけどもまたさらに待機児童も出ているということの考え方として、本市は今どういうふうな方向で受け止めて、どうしていきたいのかっていうところをちょっとお聞きしたいのですが。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 児童数が多い校区では、学校施設にも敷地にも余裕がないということがございまして、なかなかなかよし学級だけで充実を図るということは難しいというふうに考えております。そこについては、民間の児童クラブさんのほうの施設の拡充のほうで受入れが進むようにというふうに考えまして、年々クラブ数も増やしているところでございます。

○国頭分科会長 岩崎委員。

○岩崎委員 そこで、さっきの伊藤さんの指摘ではないですけども、全く同じ指摘をしたいのですが、やっぱり公平感がちょっとそこには出てきていないなというふうに思います。それでなくても民間はやっぱりそれだけ割高のところ、親としてもできればなかよし学級に入りたいけどもやむを得ず民間にお願いしているという、でも民間はそういう兄弟がおれば何かその特典みたいなものないし、あくまでもこれは国、県の補助要綱に基づいての補助でしかないということでもありますので、本市の力の入れようっていうのが、ちょっと問いたいなという、指摘したいというふうには思っております。あわせて、参考までに県内4市の待機児童、民間それぞれ市独自のものもあると思いますけど、待機児童についての推移についてお尋ねしたいと思います。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 県内4市では、米子市以外の鳥取、倉吉、境港市については、元年度は待機児童が発生していない状況でございます。

○国頭分科会長 岩崎委員。

○岩崎委員 特に規模の多い鳥取市なんかは、なぜ発生していないのかっていうことを検証されたことありますか、その辺はどうでしょうか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 鳥取市におきましては、公設の放課後児童対策事業というのはしていらっしゃるんですけども、保護者会ですとかNPOに委託をされて市内で71か所ですか、運営をしていらっしゃるというふうに聞いておりまして、そういうところで待機児童が発生していないっていうふうに考えております。

○国頭分科会長 岩崎委員。

○岩崎委員 なるほどなと思います。独自のやり方というか、非常に参考にすべきところもあるのかなというふうにも思います。いずれにしても、今後はどうしてもやっぱり児童数も減少傾向になってくるとは思いますが、現時点でやはり保護者等の需要もあるわけで、待機児童も発生しているっていうのは事実でございます。しばらくはこの傾向は続くと思いますので、やはりこの対策に向けてしっかりと、今、余裕教室っていう考え方もありま

すので、再度本市での捉え方っていうことも改めて検証していただいて、このなかよし学級の待機児童対策に向けて取り組んでいただきたい。このことを指摘、要望しておきたいと思います。

○国頭分科会長 門脇委員。

○門脇委員 私のほうからも少し質問させていただきたいと思います。思いは、今お二方が言われたことと全く同じでございます。そこで、ナンバー126、63ページの放課後児童対策事業（なかよし学級）の、この3番の今後の課題、方向性の中の余裕教室や特別教室の活用等で充実を図りとあります。先ほどのお話を聞いておりますと、待機児童対策として考えれば、児童が多いところ、つまり待機児童が出ているところは児童数が多いので、普通に考えれば余裕教室等がそんなにあるのかなと思ったりします。余裕教室や特別教室があるところっていうのは児童数が少なくて、そこは待機児童が出ていないような、そういうところのように感じますが、ここに表記されている余裕教室や特別教室の活用等で充実を図るところに関して、これどういうような考えでここの表記がしてあるのかちょっとお伺いいたします。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 先ほど委員がおっしゃったように、児童数が多い校区では余裕教室の活用というのは難しい状況でございます。ただ、伊藤委員がおっしゃったように、崎津は、これはNPOのほうに委託をして実施しているところでございますけれども、2クラス実施してございまして、希望する子どもさんは全部受け入れができるという状況でございます。ですので、本市としては待機児童の解消ということが一番に考えておりますけれども、それだけではなく待機児童が発生していないところに関しても、どれぐらい今需要があるかということも検証しまして、この放課後の児童対策事業というのを全市的に充実させていきたいというところで記載したものでございます。

○国頭分科会長 門脇委員。

○門脇委員 少しちょっと、分かったような分からなかったようなところがございまして、ちょっと次また質問しますが、私が整合性をちょっと図っていただきたいなと思ったのは、今、なかよし学級と、それから次ページの民間児童クラブですけれども、民間児童クラブのほうの今後の課題、方向性の中では、民間児童クラブによる児童の受け入れを拡大とありまして、一方では、先ほど言いましたように余裕教室等の活用ということがございました。なかよし学級とこの民間児童クラブの位置づけといいますかね、例えば自動車であれば両輪として2つで待機児童対策に取り組んでいくんだということなのか、あるいはなかよし学級のほう、こっちのほうを中心にこれから取り組んでいくのか、そのところの考え方としてはどうなんでしょうか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 なかよし学級の充実も重要だとは考えておりますけれども、現状では民間のクラブのほうで待機児童の解消を図っていくということが急がれるというふうに考えております。

○国頭分科会長 門脇委員。

○門脇委員 大体今の米子市の現状というものが分かりましたので、思いは一つでございますので、待機児童ゼロを目指してしっかりと今後も取り組んでいただくように要望をし

ておきます。以上です。

○**国頭分科会長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 追加でもう一つ。今の項なんですけども、これはちょっといいお話でございますが、民間さんが民間のノウハウで自由な発想で、例えばスポーツに特化したとか英語に特化したとか、放課後の活動に対してすごくいい形だなと思っておるんです。ついては、米子市がやっているなかよし学級のよさもあるし、民間がそれぞれの思いで頑張っておられるよさもあるということをごく思っておりまして、そこをうまくやっぴり広報、啓発していただきたいということをご望しておきたいなと思っておりますが、何かコメントがありましたらお願いします。ないですか。

○**国頭分科会長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** ホームページでも民間のクラブの御紹介はさせていただいてるところですけども、もう少し情報量を充実させるやり方というのを考えていきたいというふうに考えております。

○**国頭分科会長** よろしいですか。

そうしますと、民間児童クラブについて、石橋委員。

○**石橋委員** 民間の児童クラブのほうで質問にしていますけども、なかよしのほうとの関連で伺います。やっぱり先ほどからお二人の委員さんも言われましたけど、なかよし学級と民間児童クラブとではちょっと不公平感があるというふうに、感じじゃなくて不公平だなどというふうに私も考えます。新入学児童は全てなかよし学級に入れるんでしょうか。まず、新入学時でも、やっぱりもうそこはいっぱいだから民間ですよっていうのはあるんでしょうか。

○**国頭分科会長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 新1年生さんは、就学時の健診の際になかよし学級のチラシと申込書をお配りして周知を図っております。申込みは毎年1月に受付をするんですけども、その期間に申し込まれた新1年生は全員入級ができています。

○**国頭分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** でも、兄弟は別々になるっていうことはあるんですよ。小さいほうはなかよし学級に入れるけど、お姉ちゃんやお兄ちゃんちょっと人数の関係でなかよしには入れないっていうケースは多々出ておりますか。

○**国頭分科会長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 兄弟で同時入級の希望につきましては、選考の基準のときには特に加点等行うことはないんですけども、合計の点数が並んだ場合には配慮をしております。

○**国頭分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** 次ですけど、民間児童クラブはやっぱりいろいろなことをやっておられてと、さっき岩崎委員も言われましたけども、そのオプションを選んであそこがいいわっていうふうに行かれるっていうケースもあるのかもしれないんですけど、それってどれくらいあるっていうふうにつかんでおられますか。希望してそういう民間のオプションがある、例えば英会話をやるとかね、そういうオプションがあるところを選んで入っとられるっていうような実態っていうのはどれくらいあるのか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 選んで入られるという件数について把握はしておりませんが、例えば通っておられた幼稚園さんが実施される民間の児童クラブに希望して入られるというようなお話も伺っております。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 そうですね、やっぱり選んで行くっていうよりは圧倒的に入れない。なかよしがもういっぱいに入れられないから仕方なく民間の児童クラブというふうになっているケースが圧倒的に多いんじゃないかというふうに思います。民間の学童は、先ほどの伊藤委員のお話じゃないですけど、減額がないというのでとても不公平だというふうにおっしゃっていましたが、一月幾らっていう費用そのものが、なかよし学級の倍より上、どうかすると3倍近いというところ、本当にそれぞれの施設で違っています。そういう意味では、選んで行ったわけではないのに負担も違う、すごくやっぱり不公平であると思います。そういう意味では保護者の負担もばらつき、不公平がないように考えるべきだというふうに思いますので、先ほどの減額の件については、特に検討してほしいですし、ばらつきが大きくなるように、一遍規制がかからなかったら助成をすとか何とか、そういうことが必要ではないかと思いますが、まずもっては公立のなかよし学級で受入れ切れないところは全て民間に任せていくというのが、取りあえず今の、なかなか間に合わないからということではあると思いますが、米子市のやり方ということも、もう一歩考えて、一遍にたくさんは増やせんかもしれないけど、一つ一つ各学校に対しての、小学校区に対してのなかよし学級を増やしていくとかいう方向が必要ではないかと思います。親の負担の不公平解消、急ぐということも含めて指摘させていただきたいと思います。

○国頭分科会長 次に移ります。

65ページ、事業番号129、災害遺児手当扶助事業について、石橋委員。

○石橋委員 災害遺児手当扶助事業ということですね。これは扶助の額と支給の時期について伺います。毎月2,000円ということで、それも県が1,000円、米子市が1,000円ということだそうですけど、あまりにも少ないんじゃないかというふうに考えます。本当に、ほかにもそれなりの助成制度はあるんですけど、それも本当に十分とはいえない中で、これも気持ちかもしれないけれど本当に少ないなど、増額ができないものかというふうに考えますが、いかがでしょうか。そしてまたこの支給というのは、月々で支給されるのか年度一括して支給されるのかどうなんでしょうか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 災害遺児手当は、災害等で親御さんを亡くされた遺児の健全な育成とその福祉を増進することを目的として、鳥取県と協調して実施をしているものでございまして、県が設定された月額2,000円を米子市も支給しているものでございます。この手当につきましては、災害遺児の方に対する年金等を補完するものとして支給されているものと考えておりまして、県は所得税非課税世帯のみを対象としておられますけれども、本市では課税世帯についてもこの手当の対象としているところでございます。

また、支給回数につきましては年に3回、7月、11月、3月に支給しております。以上です。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 県とのほうも一緒に検討されまして、ぜひ増額をされるように要望します。

○国頭分科会長 よろしいですか。

ちょっと区切りですので、そうしますと、予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩したいと思います。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 2 分 再開

○国頭分科会長 それでは、予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

66 ページ、事業番号 132、二市連携 ICT 活用保育事業について、土光委員、お願いします。

土光委員。

○土光委員 この事業は試行的にということで、3年間やって、この年度で一通り終わったということで、だから実際やってみてどういう総括をされて、これを今後どういうふうに生かしていくようにしているのかお聞きします。

○国頭分科会長 池口子育て支援課長。

○池口子育て支援課長 この事業は、保育の充実や保育士のスキルアップを目的としたものでございまして、保育士の園児に対する気づきを見える化、データ化するための保育状態把握システムを開発導入いたしまして、地域性の異なる 2 市、米子市と美濃加茂市が連携することでシステムの有効性を実証する取組でございまして。このシステムにデータを蓄積することで子どもの行動傾向等の把握や保育の振り返りについて、記録、データベース化することと、それから、そのことで保育士の情報共有が容易になり、保育士の子どもへの理解を深めたり保育の研さんにつながるという成果がございました。また、このシステムにおきましては、このシステムの入力作業のやりにくさ、煩雑さというのが保育士のほうから指摘されておまして、保育現場に ICT を導入する際の課題が明らかになったというふうに考えております。本システムの本格導入は、以上の理由から困難と判断をしておりますけれども、ICT の導入は保育の質の向上だけではなく、園児の登降園の管理ですとか様々な書類作成の省力化が図られるなど保育士の負担軽減にも有効な取組の一つと考えておりますので、本市に最適な ICT 技術の導入につきましましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 この事業そのものが実際に何年かでやってみて、検討してその結果を今後に生かすという事業だったと思います。実際元年度でやってみて、そこで終了したんですよ。だから、それまでに検討してそれをどう生かすかということが、その段階で出ているはずではないかと思うのですが、その辺が何かこれから改めて検討というふうなニュアンスで聞こえたのですが、実際はどうなんですか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 ICT 技術の有効性ということについては、これは保育士のほうも実際使ってみてよく分かったところですが、ただ、ICT といいましてもいろいろなものがございまして、その中の一つであるこの保育状態把握システムにつきましましては、先ほども申し上げましたように、入力作業が煩雑であったり、それからその入力した内容を書類作成やそういうほかのことに応用するということでは少し課題がございました。



ので、ICTの技術の導入については前向きに考えたいと思っているところでございますけれども、このたびの実証実験に使ったシステムにつきましては、本市での本格導入ということについては今のところは検討しておりません。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 一般論としてICTの導入をできるだけそれを導入して効率的に使おうというのは、これは言われているし、そういう方向で進んでいると思います。その中の一つとして、これは実際保育の結果を何かタブレット使って入力して、それがこれを使うと結果がまとまって、これが共有できるみたいな、そういうシステムがあって、こういうシステムが実際に有効に使えるかどうかというのをこの3年間でやってみて検証したのではないかと思います。今のお話では、やはりこのシステムそのものは、答弁の言葉を使うと、ちょっと煩雑になるとか書類作成というところで、このシステムそのものをこれから使うというふうな結果にはならなかったというふうに、今総括されていると思っていいますか。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 委員のおっしゃるとおり、本システムの導入については、本市では考えておりません。

**○国頭分科会長** 続いて、次に、石橋委員。

**○石橋委員** この成果と今後の方向についてというふうには書いていますが、成果については、今、土光さんに答えられた内容でよいので、意見、要望になりますけど言います。ICTっていうのは、活用は今後課題になるというふうには思います。ただ、現場の保育士っていうのは大変今、昔からですけど、いよいよ重労働で、それこそ、保育士さんに聞くと食事もゆっくり取れないと、トイレに行くのも大変っていうくらいの中で、まずは子どもへの対応が余裕を持ってできるっていう条件が保障されんといけんし、その上で保育士さんの休憩する時間とか、新しいものに取り組める、余裕を持って取り組む時間というのも保障されなければならないと思います。そういう中で、正規の保育士の定員を増やす。鳥取県はややほかの自治体よりは余裕がありますけど、でもそういう実態はなかなか厳しいので、定員を増やして余裕を持つことのほうがやっぱり先なんではないかなど。単に慣れないからっていうので片づけしないで、保育士さんがちゃんと新しいものにも取り組んでいけるっていう余裕を、待遇を改善する中で増やしてほしいというふうに、要望しておきます。

**○国頭分科会長** 次に、関連ということで、岡田委員。

**○岡田委員** これ、結果的には導入されないっていうことにされたということなんですけど、方向性としてはICT化を進めるということに変わりはないのか。あと、新しい制度を導入するときっていうのは、当然必ず負荷がかかりますんで、忙しい現場ですと、その先が例えば便利になるとか役に立つと思っても、やっぱり目先の忙しさでちょっとどうしようかなっていうことって結構あると思うんですけど、このたびのはそういうことではなくって、このシステムそのものがやっぱり使ってみたけれども、ある程度のコストとかマンパワーなんかを投入してまでは入れるべきものではないという判断だったということよろしいですね。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 今、委員がおっしゃったように、ICTの技術の導入については、今後取り組んでいく、検討していく必要があるというふうに考えておりますけれども、今回の実証実験で使った特定のシステムについては、ちょっと本市の保育現場での導入については難しいのではないかとということで、全園での導入については検討しないということにいたしましたものでございます。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** 今、全園でということだったんですけれども、例えばどこかの園に1つとか2つとかってなことを例えば導入してみられて、やってみられるというような可能性があるんですか。全園、どこか一部分に入れる可能性があるってことですか。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 導入のやり方については、まだどういうふうにするかということを決めてはおりませんが、例えば1園、2園、モデル的に先行して実施するという方法ですとか、いろんな方法について検討していきたいというふうに考えております。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひとも、なかなかマンパワーで回している職場ですので、ICT化しづらい部分っていうのも多々あると思いますし、やっぱりある程度慣れないことですから、余裕のある中で導入しないと、かえって煩雑になって不便だっていうような結論にもなりがちなのかなという気がしますが、やっぱりそういうものを取り入れていって、事務の手續の省力化に役に立つのかっていうのはちょっとよく分からないですけども、いわゆる質の部分で、ある程度皆さんに共通認識としてこのICT化することによって、研修の一環にもなるようなシステムなんだろうと思うんですけど、やっぱりこういったものうまく使いながら、ぜひとも、非常に多忙だということは我々も承知しておりますので、そういう多忙感の解消にもつなげられるようにこういったものもぜひ駆使していただいて、ただ、導入当初っていうのは必ず、何ていうですかね、ハザードというか、結構やっぱり面倒くさいなみたいなのところもちょっとあるだろうと思うんですけど、そういうものは除外しながらも、そういう方向性、部分的なものだろうと思うんですけど、全部をとというわけにはいかないですけど、ぜひともそういったところを進めていただくように、ぜひ要望しておきたいというふうに思います。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** もう一回確認しますが、このシステム、名前は保育版状態把握システムかな、このシステムを使えるかどうかということで、幾つかの園で試行的に3年間やってみたんですよね。その結果、つまり今後全部の園に一律に使うということとはできないというふうに思っているだけなのか。つまり導入の仕方でいきなり全園は無理だなというふうに今総括されているのか。このシステムそのものがやはりこれに関しては省力化にあまり結びつかないということで、このシステムに関しては使わない。別のいろんな試行はするんだろうけど、このシステムに関してはちょっと米子市の状況に合わないというふうに総括されたのか。今の話では、何か1つか2つをちょっとやってみる、導入の仕方を検討しているように聞こえたのですが、どちらなんですか。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** ここに出ている保育版状態把握システムにつきましては、本市で

導入するっていうことはちょっと考えておりませんが、ICTの技術そのものの導入っていうのは今後検討していく必要があると考えておまして、ただ、その導入のやり方については全園が一斉でするやり方ですか、試行的に1つ、2つの園から始めるというやり方、いろんなやり方があると思いますけれども、そのことについてはまた今後検討したいというふうに申し上げたところでございます。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** だから、試行的に使ったこのシステムは使わない。ただ、一般的に言ってICTの導入は当然前向きに考えて、当然導入するときはいきなりやるよりも試行的にやってみないと分からないというか、それはそれで分かりますけど、このシステムは一応ちょっと使わないとか合わないとか、そういうふうに総括されているという、そういうことですよね。

今後のいろんな試行をするときの、やはりそれなりの教訓にする必要が私はあると思うので、これって1,000万かかっていますよね。こうやって試行的に3年間で300万だって、これはやはり試行錯誤してやってみて駄目というか結果的に駄目だった。そういうことはあり得ると思うので、それはそれである意味で仕方がないと思うのですが、例えば最初にこの事業をしようと思ったとき、つまり、保育園のICT化を進めて業務の効率化を図る、現場の保育士さんの負担を軽減するという一つの方法としてこのプログラムを美濃加茂市と共同して、多分、ここが先行的に使って、これがいいなということでやってみようと思ったんだと思いますけど、そのときは、じゃあ、なぜこのプログラムを、どういう経緯でやろうというふうにしたんですか。結果的にやってみて駄目だったというのは、それはそれで仕方がないと思うんですけど、その導入のときにきちっと、このプログラムの内容、どういうものか、それから米子市の保育園の今の状況、きちっとそれなりに評価してやろうというふうに決めたものではなかったのですか。その辺はどういうふうに考えていますか。

**○国頭分科会長** どうですか、大丈夫ですか。

池口課長。

**○池口子育て支援課長** 導入をするときの経過については、すみません、今ここで詳しいことが御説明できないんですけども、これは国の事業を活用したものでございまして、美濃加茂市さんのほうから自分のところとは地域性の異なる自治体ということで、米子市にお話があったものというふうに聞いております。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。その辺の細かい経緯は今ちょっと把握していないので答弁できないのは、これは事前にも言ってないので。ただ、私の印象としては、3年前にこの事業をやるという予算とか説明で、何かこんないいことがありそうだという説明を聞いた覚えがあるので、結果的に試行してこれは駄目でまた別という、それは試行錯誤の一つだから、それは仕方がないと思うんですけど、やはり導入するときに、これからも新たな何かシステムを導入するか、そういうことはこれからもやられるはずなので、そういうときに、やはり導入するときにきちっと考えてから導入するというのは、今回の事業をある意味で教訓にしたらいいのではないかというふうに思います。意見です。

**○国頭分科会長** ほかに、よろしいですね。

次に移ります。67ページ、事業番号133、児童扶養手当事業について、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 支給延べ月人数なんですけれども、大体が9,000人、全部支給も一部支給も9,000人程度だったのが、令和元年度は1万3,794名と、1.5倍程度になっているその理由についてお尋ねします。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** この事業の成果の支給延べ月人数のところにある全部支給の人数と一部支給の人数についてのお尋ねでございます。これについては、ちょっと説明が足りなかった部分があるというふうに考えておりました、大変申し訳ないと思っております。令和元年の11月分から、それまで年3回支払っていた児童扶養手当が年6回の支払いになりました。そのことに伴いまして、令和元年度予算で15か月分を給付することになりまして、児童扶養手当の受給者数自体の合計数は特に大きな変動はないんですけれども、元年度につきましてはこの延べ月人数というのが増えたものでございます。

それと、全部支給と一部支給の人数の差についてですが、平成30年8月から全部支給の対象になる方の所得制限の限度額が引き上げられまして、それに伴って一部支給から全部支給になった方というのが相当数いらっしゃったということが要因でございます。以上です。

**○国頭分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 承知いたしました。やっぱりそういう特記なことはきちっと書いていただきたいなと思いますので、重ねてお願い申し上げます。以上です。

**○国頭分科会長** 次に移ります。69ページ、事業番号138、公立保育所運営事業について、土光委員。

**○土光委員** この公立保育所運営事業の資料見ると、次、ナンバー139が私立保育所等支援事業。これって多分、138は公立の保育所運営するのにこうだったという内容、それからちょっと139は私立保育園を運営するために米子市はこういった支出というふうに私は捉えていて、ちょっと試しにというのは言い方悪いですけど、例えば138、公立保育所の額と対象児童数、人数があります。1人当たりをちょっと計算してみました。そうすると、大体1人当たり50万という数字が、単に割り算しただけです。同様に、私立はどうなんだろうとやってみると、これも総額と児童数が出ているので、割り算すると大体100万になりました。倍違うんですね。この違いというのは、つまりほかの要素があるから違うんだと思うんだけど、ちょっとその辺の公立、私立を考える上の一つの手がかりになるかなと思って、これはなぜこんなに違うんだろうと思ったので、その辺の説明をしていただければと思います。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 入所児童数で割り算をしたときの、1人頭に換算した金額に大きな差があるというお話についてでございますけれども、まず、公立保育所の運営費につきましては、保育士等の人件費、これはここに載せている事業とは別に計上しておりまして、そちらのほうの金額が大体150人分で7億円と少しというふうになっておりまして、そこがまず大きく違う要因でございます。

計算をしてみると、今度は公立保育所の1人当たりの金額というのが少し高くなるんですけども、これにつきましては、公立保育所では私立の保育施設に比べまして、入所児童数に占める障がい児の割合がかなり高くなっております。それに伴って加配の職員数も多いこと、それから、この保育士の勤続年数が私立の保育所よりは長いということが要因として考えられるというふうに思っております。以上です。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 だから、138と139を比べて、公立保育所が私立の100万に対して50万安いというのは、この中には人件費というのが入っていないから結果的にそうなる。今のお話で、私立は当然人件費が入った額だという前提ですよ、公立の場合は人件費がこれに相当するのが約7億円、もし公立、この138に準じて人件費も入れるとしたら、数字をもしお持ちでしたら1人当たりは大体幾らになるんですか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 運営費ということですので、特別保育の事業費というのが公立も私立も加える必要があると考えております。それを勘案しますと、私立の場合は人数で割ったものが126万円程度、公立のほうは140万円程度というふうになっております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 だから、今の数字1人当たりを計算すると私立が126万、公立が140万。これは特別保育事業も勘案したということで、この事業のナンバーでいけば136とか137を含めたということですよ。それで公立が140万、私立が126万。これだけ見ると公立が1割、2割ぐらい高いのですが、それは先ほどの説明で、高い要因としては公立のほうで障がい児を受け入れる割合が多いからとか、それから保育士の人件費もやはり大ざっぱに言って、公立のほうが高いからということが原因だというふうに理解していいということでしょうか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 先ほど委員がおっしゃったような要因だと考えております。

○国頭分科会長 ほかにありませんか。

ないようですので、以上で福祉保健部所管の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

午後3時38分 休憩

午後3時40分 再開

○国頭分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

次に、議案第85号、令和元年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、教育委員会所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表5ページを御覧ください。

これはページ数がなくて、通学路の危険箇所について、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 通学路の危険箇所について、点検されて、公表もしておられるんですけど、令和元年度の事業の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。通学路の危険箇所への対処と進捗状況についてお伺いいたします。

○国頭分科会長 松田教育委員会事務局長。

**○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 通学路の安全確保と進捗についてでございます。交通安全、ブロック塀危険箇所及び登下校の防犯の観点がございますので、若干長くなりますが、3つに分けて御答弁申し上げます。

1つ目でございますが、交通安全の確保につきまして、令和元年度におきまして、通学路危険箇所の学校道路管理者及び警察との合同点検を全ての新規危険箇所89か所で行いまして、工事関連のハード面と交通指導等のソフト面から実施可能な対策を関係機関と協議し、交通安全に努めておるところでございます。

2点目といたしまして、ブロック塀等の安全点検につきましてでございますが、令和元年度におきまして、通学路のブロック塀危険箇所2次点検を234か所全てで行いまして、点検結果C及びDの箇所につきまして、Cと申しますのは地震時に倒壊するおそれがあり倒壊防止等対策を講じてくださいというC区分。Dとは危険な状態です。早急に倒壊防止対策を講じるか撤去していただきたいというものでございますが、これは鳥取県の点検を準用いたしまして、これらC及びDの箇所につきまして、本市建築相談課から本年6月に改善のお願いの通知を送付しており、本市補助金を利用したブロック塀等の撤去等が始まっておるところでございます。

3つ目でございますが、本市におけます登下校防犯プランにつきまして、令和元年度におきましては子どもかけこみ110番の強化といたしまして、本市少年育成センター及び防災安全課と連携いたしまして、各小学校へアンケートによる意識調査を行ったとともに、子どもかけこみ110番のステッカー貼付け場所を明示いたしました地域安全マップの作成状況につきましては、小学校全23校中9校で作成されておりまして、残りの各校へ本年度中に地域安全マップの作成を依頼しているところでございます。

また、その中で暗がりが続き危険を感じるという報告のあった箇所につきましては、学校、家庭、地域住民、警察との各関係機関で共通理解を図っておりまして、地域安全マップづくりに活用されるとともに地域社会全体で取り組む活動につながるよう、当該箇所を本市ホームページで公開してございます。

あわせまして、不審者情報につきましては、本市少年育成センターが主に学校から報告を受けまして、全ての小学校、中学校、高等学校及び不審者事案が発生した場所に近い少年指導員代表者と公民館において情報共有しておりますが、緊急対応が必要な事案に対しましては、該当の学校と教育委員会、警察等と連携し、周辺地域のパトロールなどの対応を行っております。なお、不審者情報の発生場所、件数につきましては随時、本市ホームページで公開しておるところでございます。

**○国頭分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ホームページは丁寧に掲載していらっしゃったなというふうに評価いたしますが、当初の計画はどのようなものだったかというのがちょっと私には分からないんですけど、計画に対して元年度は順調に進んだのかどうなのかというところについてお尋ねしたいと思います。

**○国頭分科会長** 後藤教育総務課室長。

**○後藤教育総務課長補佐兼教育企画室長** 元年度の計画について順調に進んだのかということですが、答弁のとおり、まず、順序立てて一つずつ進めていくということで、元年度につきましては予定しておりました事業について消化をしております。以上でございます。

す。

○国頭分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ブロック塀っていうのは優先的だったと思うんですけども、やっぱりこの暗がりが続く危険を感じるのと、あと不審者が多発するところっていうのは半分ぐらい重なっていますよね。私、子どもたちの安全安心のためにやっぱりそこを早急にやっていただきたいなと思っております。こういうふうに分らくなって、そこを地域住民にも十分知らせてあるっていうふうにおっしゃられますけれども、本当にそうなのかなというふうなところも感じるところでございますので、何かあってからでは遅いので、ぜひ早急にしていただきたい要望とともに、次年度については優先的にやっていただきたいというふうに要望しておきます。以上です。

○国頭分科会長 関連で、土光委員。

○土光委員 ブロック塀のことなのですが、今の答弁で234か所、通学路のところでブロック塀があるという、ちょっともし聞き違いだったら教えてください。私の理解は234か所点検したというか、存在すると。そのうちCとかD、そのままではちょっとよくないという状況のところがあって、そこは改善のお願いをしていると。米子市も撤去するのに補助金を出しているということで、まず、このCとかDに該当するのは何件あったんですか。それから今、補助金を出して撤去中という言い方をされたと思いますが、全てC、Dに該当するところは撤去されるめどがあるというふうになっているということですか。

○国頭分科会長 後藤室長。

○後藤教育総務課長補佐兼教育企画室長 危険度判定C、Dの箇所につきましては、136の方に通知をして改善をお願いしているところでございます。また、補助金を使ってブロック塀が全て撤去されるかどうかということですが、この点につきましてはちょっと所管課が違ってまいりますので、その件数は把握しておりません。

○国頭分科会長 松田教育委員会事務局長。

○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 先ほどのちょっと補足させていただきますと、既にブロック塀を撤去なりされたというのは、合わせて15件というふうに伺っておりますのでございます。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 だから、CとかD、このままの状態ではよくないというのが136か所あって、お願いして、15か所は撤去を既にされた。残りは、お願いして受けてもらえるような状況なのか、お願いしてもそこで終わっているのか。その辺は把握されているのですか、所管が違うから分からないということですか。

○国頭分科会長 後藤室長。

○後藤教育総務課長補佐兼教育企画室長 補助金の申請及びこの通知が10月いっぱいをもってやっております、まだお願いをしている途中という段階でございます。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 これは今のことで、今年度のことですか、今の10月とか。例えば、じゃあ今の段階で申請何件あるんですか。

○国頭分科会長 後藤室長。

○後藤教育総務課長補佐兼教育企画室長 すみません、所管課が違いますので、ちょっと

申請件数については把握しておりません。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 いや、私思うに、やはりCとかDの状況はそのままでは非常にまずいと思います。これ、特に通学路に関するブロック塀ですよね。それこそ、大阪で地震があってブロック塀の下敷きになった子どもが亡くなったということから、割と社会問題的になって、だから何とかしないとイケないことで、実際、米子市も点検して補助金を出すとか、だからこれ何とかやっぱりしないとイケないと思うんです。ただ、いい方法があれば多分やっているとと思うけど、実は一つニュースを見てて、こういう問題で補助金を出すけど、その所有者は別に補助金が出るけど、やっぱり自己負担が出てくるわけですよね。だからお願いしても、その所有者がなかなかお金を出す余裕がないとか、このままでいいじゃないかみたいところが通学路なので、PTAとかそういう関係者は非常にそれを危惧するとか。だから、そこでなかなか進まないということ、ある自治体やっているのは、普通は補助金を出して所有者の負担でしないといけないけど、こういうケース、つまり本当にブロック塀を撤去してほしいと思っているのは、子どもが危険だからこれはPTAとかそういう関係者ですよね。だから、所有者がオーケーと言えばその関係者のお金の負担と米子市の補助金でそれで撤去する。そういう所有者じゃなくて、関係者が出して撤去するとか、もちろん所有者がオーケーと言う。所有者にとってみれば負担がないからオーケーと言う可能性は高くなる。そういうふうにしてやっているという自治体があるというのをちょっと見ました。だから、そういったことも検討してもいいんじゃないかと。だから、この状態は非常にまずいんじゃないかというふうに思います。指摘です。

この私のニュースソースはニュースですけど、そういう方法は何か可能だと思うんですけどいかがでしょうか。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 引き続き、児童生徒の安心安全といった部分では対応が必要だと考えております。今、委員がおっしゃられたそのような関係者での負担ということもあるのであれば、そういった先進団体の状況も見ながら、でき得る対応をやってまいりたいというふうに考えております。

○国頭分科会長 次に移ります。決算に係る主要な施策の説明書の158ページ、事業番号315、スクールソーシャルワーカー活用事業について、門協委員でよろしいですね。

門協委員。

○門協委員 事業番号315番、スクールソーシャルワーカー活用事業についての中で、2番の事業の成果について少しお尋ねしたいと思います。令和元年度の実績で児童生徒が抱える問題件数416件に対し、問題が解決または好転、これが347件で、率にしますと約8割が問題が解決または好転となっております。前年の平成30年度を調べましたら、問題解決または好転が約3割にとどまっておりました。この3割から8割に伸びた要因、また、その内容についてお伺いいたします。

○国頭分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 スクールソーシャルワーカーが関わったケースで好転したケースの割合の増加の要因についてのお尋ねでございますが、まず、スクールソーシャルワーカーの1人当たりの勤務時間数が、平成30年度の年間1,000時間から昨年度1,500



時間に増加したことが大きな要因の一つと考えているところでございます。このことで、それまでより多くの、また多様な直接的あるいは間接的支援が可能になりまして、状況が好転するケースが増えたものと評価しておるところでございます。

加えまして、スクールソーシャルワーカー自身が市や県のスーパーバイザーによる支援や助言を積極的に得ることで、支援の幅や選択肢が増えた結果として好転したケースが増加したのではないと考えております。

好転したケースの事例の内容としましては、例えば学校が保護者と連絡が取れるようになったでありますとか、スクールソーシャルワーカー自身がアウトリーチ型の支援で家庭とつながったりと、そういったこともケースの事例としておるところでございます。以上でございます。

**○国頭分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 次に不登校のことについて少しお尋ねしたいと思いますが、一方で不登校の児童生徒が増加していると、こういう仄聞をするわけですけども、この事業成果であれば、不登校児童生徒が減少してもいいように思いますが、その見解をお伺いしたいと思います。

**○国頭分科会長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** 不登校についてのお尋ねでございますが、不登校自体の件数が非常に増加傾向にございまして、全体として不登校の減少には至っていないというところが実態でございますが、スクールソーシャルワーカー自身が関わった案件につきましては、同様に好転したケースが増えているところでございます。今後も多種多様な個別のケースに応じたスクールソーシャルワーカーの関わりですとか支援、機関連携の在り方等、選択肢を増やしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

**○国頭分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。それでは、3番の今後の課題、方向性というところでございますけど、皆さん見ていただければ分かると思うんですけども、ちょっとなかなか具体的なものがなくて分かりづらいといいますか、絵が浮かばないわけですけども、もし具体的なものがあればお示しいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○国頭分科会長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** 例えば家庭環境でありますとか、共働きの家庭で子どもの生活リズムがなかなか整わなかったり、そういったことでありますとか、あるいは保護者の方が子育てについてなかなかうまく支援ができなかったりとか、そういった多様なケースがございまして、そういったケースに応じてスクールソーシャルワーカーが関係機関と学校、あるいは家庭をつないだり、あるいは先ほど申しましたとおり、スクールソーシャルワーカー自身がアウトリーチ型で家庭に支援を行ったりと、そういったことで対応しているところでございます。

**○国頭分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 私は、この事業というのは本当に大変重要な事業だと思っておりますので、しかしながら、精神的な、いわゆる心に関する非常にデリケートなものも含まれておると思っておりますので、数字でははかれない心のケアとか、あるいは支援だとか、こういうものをしっかりと今後も取り組んでいただきたいと思っておりますので、これは要望したいと思います。以上です。

○国頭分科会長 岡田委員。

○岡田委員 関連してもよろしいですか。

○国頭分科会長 はい。

○岡田委員 先ほどスクールソーシャルワーカーさんの時間を増やしたっていうことで、大きく改善が出たということなんですけれども、不登校の部分に関しては減らすことができなかったということで、1点、これは私が聞いている話なんですけれども、やっぱりどうしても学校っていうのは学校の先生が当然主体ですよね。その中でスクールソーシャルワーカーさんが来られて、この方は学校の教員免許を持っておられないわけですね。その中で学校の先生との関わり、要はやっぱり私仄聞しますと、やっぱり学校のところっていうのは学校の先生方が当然メインであって、スクールソーシャルワーカーさんっていうのはサブなんだと。だけども、こういう成果を出してこられると、学校現場においてもいわゆる教員資格のない方、この場合スクールソーシャルワーカーさんなんですけれども、こういった方と学校の問題をどういうふうに解決していくのかっていうこと、取組のやり方、さっき言った不登校だけは減らなかったっていうのが、やっぱりもう少し先生とスクールソーシャルワーカーさんとの連携というのが取れば、不登校の部分をもっと減らすことができたとかっていうような総括はあるんですかね。教育委員会の中でいかがでしょう。

○国頭分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 少し数字の補足をさせていただきますと、まずは不登校について、30年度の解決あるいは好転の件数のパーセンテージとしましては20%弱だったものが、令和元年度につきましては約60%ということで成果が上がってきております。委員おっしゃるように、スクールソーシャルワーカーはあくまでハブ的な役割で、関係機関とつないだりというところがメインでございます。不登校も多様なケースがございます。そういったことを福祉の視点でしっかり見て、必要に応じてしっかり学校のほうにアドバイスしながら、あくまで解決の主体は学校であるというスタンスで、必要に応じて関係機関と連携していくというようなことで、解決に向けて努力していきたいと考えておるところでございます。

○国頭分科会長 岡田委員。

○岡田委員 ぜひとも、スクールソーシャルワーカーさん、どうしても教員免許がない方が学校の中に入ると、言い方悪いですけど、扱いがやっぱり学校の先生のほうが厚くて、当然学校の先生がメインでやっているわけですから、ただ、これからの学校の運営においては、そういう有資格者の方が学校の中に入らないと、逆に言うと、学校の先生も本来の業務ができないということで、やっぱりスクールソーシャルワーカーさんの位置、これは給与も含めて、そういった待遇もやはりきちっと1年1年総括をされて、やっぱり考えていかれるべきだなということを、これは要望しておきたいというふうに思います。

○国頭分科会長 ほかにありませんか。

以上で全ての審査が終わりました。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

指摘事項についての協議を行いますので、執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

午後4時02分 休憩

午後4時03分 再開

○国頭分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

分科会長報告に入れるべき指摘事項について、委員の皆さんの御意見を求めたいと思います。

伊藤委員。

○伊藤委員 放課後児童対策事業、なかよし学級については指摘をさせていただきたいと思います。番号を言ったらいいですか。

(「4ページです」と声あり)

○国頭分科会長 4ページ、これはあれでしたよね、皆さんが、岩崎さんも指摘されましたし……。

○石橋委員 民間の児童クラブについても、お互いに関連ですけど……。

○国頭分科会長 石橋さんも指摘されましたし……。

○石橋委員 はい、私も……。

○国頭分科会長 ということは、誰がまとめられる。

(「いや、違う、いいですか、聞いてください」と声あり)

○国頭分科会長 いいですか、皆さんが指摘されましたんで、これは間違いなく指摘ということによろしいですね。

[「はい」と声あり]

○国頭分科会長 ほかにありますか。取りあえず。

○土光委員 どういう趣旨の指摘をするんですか。

○国頭分科会長 これは皆さん、おのおの、大枠としては一緒でしたけど、伊藤委員の場合はどうだろう、全体的に。

伊藤さん、お願いします。

○伊藤委員 私は、各学校の受入れ人数と待機児童数の整合がないってところと計画的な配置ができてないってところと、あと、公立は減額があって民間は減額がないってことから不公平となっているというようなことを指摘させていただきたいと思っておりますが、一つ言わせていただくと、石橋委員がおっしゃった民間の金額が高いっていう部分については、民間はそれぞれのやり方なので、私はそこはなかなか指摘なんかできないところじゃないかなとは思っています。民間の学童保育の金額については言えないと思っています。

○石橋委員 いいですか。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 だから、私は続きが、公的ななかよし学級を増やしていくべきだというふうなところにつながるわけですけど、そこところが皆さん、同じように意見が合うというふうにもちょっと考えられるのかなとは思いますが、伊藤さんのおっしゃっていた減額がないという、その点については一致して求めたいというか、指摘をしたいというふうには思いますよ。

○国頭分科会長 石橋さんの場合は、民間はあれでしたよね、民間に補助というような話もありましたよね。

○石橋委員 そうですね。

○門脇委員 委員長、ここんところの議論をしたときに、大体似通ったところもあるし、

おおよそ皆さんの意見が一致したように思いますので、まとめていただいて、今、土光委員は先ほど、どういうところって言われましたけど、大体分かりますので、それを書いてもらって、皆さんに、出されるわけでしょ、これでどうでしょうかというのがあると思いますので。

○国頭分科会長 そうですね、そうだった。

○門脇委員 一度まとめてみてもらって出していただければ。

(「取りあえず」と声あり)

○国頭分科会長 そうだな、三者……。

岡田委員。

○岡田委員 3人で話をしてもらって、併せて文章を作ってもらって、その上で最終的には土光さんがおっしゃったように、じゃあ、それを本当に指摘するのかがどうかっていうのをみんなで合意を取って、これだったらいいじゃないかっていうことだったらそれで指摘にすればいいでしょうし、文言調整やなんかはあるでしょうけども、大筋ではみんなでオーケーを出しているわけですから、あとは文章を見て、ここは削ったほうがいいのかっていうのはまたメンバーの中で意見が出るかもしれませんので、一度持ち帰ってやっぱり文章をみんなで発言された方で作っていただければいいんじゃないですか、伊藤さんを代表として。

(「ああ、いいですよ、みんなで」と伊藤委員)

○岡田委員 皆さんで。

○国頭分科会長 岩崎さんも、おのおの三者で作っていただいて、もう一度……。

(「違います」と声あり)

○国頭分科会長 岩崎委員。

○岩崎委員 ちょっともう一回、進め方として、取りまとめですから、みんなそれぞれに議論をしていった上で、いい指摘というのはおのずとみんな持つておられると思うんですよ。岡田委員もちゃんと持つておられるし、伊藤委員もまだいっぱい持つておられると思うので、皆さんずっと、それぞれここが指摘につながりたいということを、まず事業番号を言ってもらって、それについて一旦持ち上げてもらって、その代表が誰でどういう文章を作っていくかっていうこともしながら、最終的には委員会として歩調を合わせるという取りまとめ方をしていってほしいと思うんですけど。

(「これはこれで」と声あり)

○岩崎委員 そうそうそうそう、こればかりじゃなくてですね。

(「これ決めた気が」と声あり)

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 だから、やり方として、このなかよし学級に関して指摘をしたいという人が今複数いるんですよ。だから、例えばそれぞれが文案出して、それを見て、じゃあ、どうまとめようかみたいな、それぞれが文案出せばいいんじゃないですか、こういう指摘をしたいという文案を。それを見てまとめればいいと思うんですけど。

だから、それを指摘した人が文案を作って出したほうがいいのかと思いますけど。こういう指摘をしたいというか文章にして。

○岩崎委員 誰か代表を決めてもらって、代表がそれぞれの指摘の人に問合せをして、み

んなで指摘同士が集まっていい文章をやっぱりしっかり作る。代表が今度、委員会にお示しするという事じゃないですか。

(発言する者あり)

○岩崎委員 ええ、そうです、そのほうが早いです。

○国頭分科会長 じゃあ、いいですか、伊藤さんで。まとめていただくということでお願いいたします。

そのほかにありますか。

土光委員。

○土光委員 1つはごみ袋のことで……。

(「ページ数……」と声あり)

○土光委員 ページ数は87ページ、事業番号174。

(「5ページの……」と声あり)

○土光委員 まとめのやつは1ページです。要はごみ袋の調達先は全部中国とか、ある年はベトナムもみたいな。だから、一定程度リスク分散という意味で国内生産分も確保するような、そういう検討をしたらいかがですかということをおしは言いたいのですが、マスクのことを教訓として、ということです。

○国頭分科会長 一応指摘ということでは言われましたけど、どうですか、皆さん。

(「いやあ、指摘までは」と声あり)

○国頭分科会長 指摘までは要らない。

○土光委員 指摘するまでもない。

○国頭分科会長 要望で。

○岩崎委員 指摘事項ですから、やっぱりしっかりとここで、分科会として議論ができました。深掘りもできました。執行部からも、なるほど、あなたの指摘は認められますという言葉も出ました。執行部からこういう改善点もあると思いますみたいな深掘りができたものじゃないと指摘にはなかなか上がらないと思いますので、それぞれ皆さん委員が肌感覚でも感じている部分があると思うんですね、しっかりとこれは指摘につながるというものがあると思うので、それらを抽出されたらいいと思うんですけどもね。

(「指摘には弱いかもしれない」と声あり)

○土光委員 指摘事項というのはみんなが一致してというのが前提だから、ちょっとあまりなじまないというか、というふうに思う方がおったらそれは仕方がないです。

○国頭分科会長 なので、このごみについてはちょっとなしということではいいですか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 なじまないと思います。

○国頭分科会長 ああ、そのことですか。分かりました。

ただ、どうしても入れてほしいと。皆さん結構指摘ということでは言われましたんで、その中で、岡田委員なんか絶対入れてほしいなんていうのはない。

土光委員。

○土光委員 ごみ袋の件は分かりました。それからもう一つは、まとめでは5ページで、伊藤さんが言われたのを私が乗ったやつだけど、ちょっと決算の指摘とどういう関係になるか微妙なんですけど、やはりブロック塀ははっきり言って、ちょっと危険だという

のを、現状は投げっ放しのような状態のように私は聞こえる。そこを何らかの形で指摘ができないものかと思うのですけどいかがでしょうか。

○国頭分科会長 門脇委員。

○門脇委員 答弁ずっと聞いていましたけども、やっぱりちょっと教育委員会にはなじまないような気がしましたですけどね。

(「だって通学路だもん」と土光委員)

○門脇委員 通学路ですけど、通学路だけブロック塀に関してでしたのでどうですかね。

○国頭分科会長 岡田委員。

○岡田委員 やっぱり、ただ担当課ではあると思うんで、実際に工事するのが部署を変えているという。だから、実際問題はそこからきちっと教育委員会が情報収集してないってこと自体がもう問題で、当然ですけど、通学路の所管は教育委員会なんで、工事をするのが別の課だといっても、進捗がどうだとかこうだとかって報告を受けていないのは、そりゃちょっと問題だろうと思うし、事務の進め方としては問題なんで、ただ、土光さん言うように、指摘としてやっていくっていうことに……。

(「その部分言っていないですよ」と伊藤委員)

(「指摘って言われましたよ」と石橋委員)

○岡田委員 いや、危険性とかはよく分かりますし、やっていかないと当然いけないことですし、本当に事故でも起こって何かあれば、何やっていたんだって言われますからね。

○国頭分科会長 ちょっとかなり何か所管が違うのでみたいな……。

○岡田委員 あれ所管が違うって、所管は教育委員会なんですよ。ただ、直す所管が違うだけで、だから、情報を取っていないこと自体がちょっと問題だと思いますよ。

(「私もそう思います」と土光委員)

○石橋委員 ただ、補助金が10月まででまだ途中ということもあったので、全く投げっ放しでもないのかなっていうふうに思ったんです。今さっき、そんなふうな答弁でしたよ。

○国頭分科会長 矢田貝さん、どうです。

○矢田貝委員 いいですか。すみません。危険性のこととかいろいろ言われたんですけど、もし指摘につなげようと思うのであれば、このやり取りの中で、庁内でしっかりと担当部局と連携をして、そこを進めてほしいというところまで言ってあれば、指摘事項として上げられるかもしれないんですけども、今回のやり取りの中では、こちらの思いは受け止めていただいていると思いますし、共通の課題認識はできたところだと思うんですけど、指摘まで行けるかといったら、微妙かなっていうふうに私の中では思うんですけども。取り上げたい項目ではありますが。

○国頭分科会長 岡田君の一言がなかったから。どうぞ。

○岡田委員 指摘っていうものの捉え方がいろいろあるんだろうと思うんですけど、議論が深まって行って、当局のほうもそのことをきちっと把握して、中には極端に言うと、当局が把握はしてくれないんですけども議会としてはきちっと言っているっていう中身もあると思うんで、当然、ただ指摘事項に上げた以上は過去の通例でいくと、当局のある一定の動きがないといけないっていうのがあるんで、逆に考えると、議論がきちっと深まっていないものを指摘事項にして、何も次年度、行動を起こさなかったっていうことになる、議会と当局との関係としてどうなんだっていうのがあるんで、いわゆるある一定の当局と

のコンセンサスが取れたものだけを指摘事項っていう形をこれまで取っていますけど、本来的に議会が指摘をしていくっていうことは、当然ですけども、議会がおかしいと思ったことは指摘をするというのがもう大前提なんで、当局との理解が深まるか深まらない、深まったほうがそりゃいいですよ、当然ね。過去の流れとしてはそうなんだろうと思うんですけど、ただ当局の理解がなかなか得づらくても、僕は指摘すべきは指摘するべきだと思いますけど。ただ今回の、この通学路の危険箇所ということに関しては、当局との理解が深まったというより、もう少しちょっとこちら側の議論も、議会のほうとしても、もう少し深まった議論をやっぱり確かにしないといけないのかなという感じはしますんで、ちょっと今回は微妙かなと僕も思いますけれども。ただ、本来的には指摘事項って、何かちょっと聞いているとかなり当局とのコンセンサスが取れたものだけ指摘事項っていうような感覚になっていますけど、でもそこはちょっと違うのかなという気はします。

**○国頭分科会長** 問題はあるのかなという気はしましたけど、これについてはどうでしょうか。

門協委員。

**○門協委員** 議論を聞いてって、やっぱり教育委員会、先ほど言うように教育委員会ですので、通学路に関して、やっぱりブロック塀のことに目が行きがちだったんですけど、根底は危険箇所の解消、通学路の危険箇所の解消っていうところにつながっていくものだと思いますので、もし指摘するんだったら、やっぱり危険箇所の解消かな、そこまで、どうでしたっけ、いきましたかね。

(「そこまでは言ってない」と声あり)

**○門協委員** 言ってないですよ。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** でも、まさにこれ、C、Dって、Dは今の状態で危険な状態でしょ。Cは地震があれば倒壊のおそれあり、それが100か所以上あって、15か所は済みだけど、あとは要は把握してないんですよ。所管としてはやっぱり、それをちょっと私は今投げっ放しいう言い方したんだけど、でもやっぱり所管としてはそこをきちっとやらないと駄目だという、そういう指摘はしてもいいんじゃないかと思うんですが。まさに危険箇所だと思います。書いてみて、それから決めてもらってもいいかな。

**○国頭分科会長** 発言した範囲ですけど、作ってもらって後で判断しましょうか。取りあえずじゃあ、土光委員、作っていただけますか。

**○土光委員** ありがとうございます。

**○国頭分科会長** ほかにありますでしょうか。

門協委員。

**○門協委員** 私からは、3ページが一番下なんですけど、がん検診事業が、去年も指摘してあったのでどうかなとは思いますが、なかなかこれ進んでいきません。議論を交わした中で、検診率とか様々なことを今年も指摘したほうがいいなって思いました。

**○国頭分科会長** その辺りは、皆さん、同意でよろしいですか。

門協さん。

**○門協委員** はい、私が作ります。

**○国頭分科会長** お願いします。

矢田貝さん、お願いします。

○**矢田貝委員** いいですか。すみません、皆さんがこれをどう捉えられたか分かりませんが、2ページにある災害時要援護者の登録につきまして、実際のところ登録目的であって支援プランというところまでいってなかったという現状を、指摘にさせていただいたんですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

○**国頭分科会長** どうでしょうか、皆さん。

〔「いいと思います」と声あり〕

○**国頭分科会長** いいですね、私もそう思いましたんで。

矢田貝さん。

○**矢田貝委員** では、私のほうで案をまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**国頭分科会長** 岡田さん、いいですか。

いいですか、ほかには。いいですね。これで1、2、3、いいですね、いいですか。

文を作成される委員さんは、指摘事項（案）委員提出表っていうのがありますので、9月の16日の水曜日午後5時までに、事務局に可能な限りメールで提出していただきますようお願いいたします。

なお、文案については、分科会で述べられたことしか記述できませんので、御了承ください。

提出された文案については、18日の分科会で文案調整等を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上で予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

**午後4時24分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 国 頭 靖